

秋田市営住宅等長寿命化計画

平成22年3月

(平成23年4月改定)

(平成28年3月改定)

秋 田 市

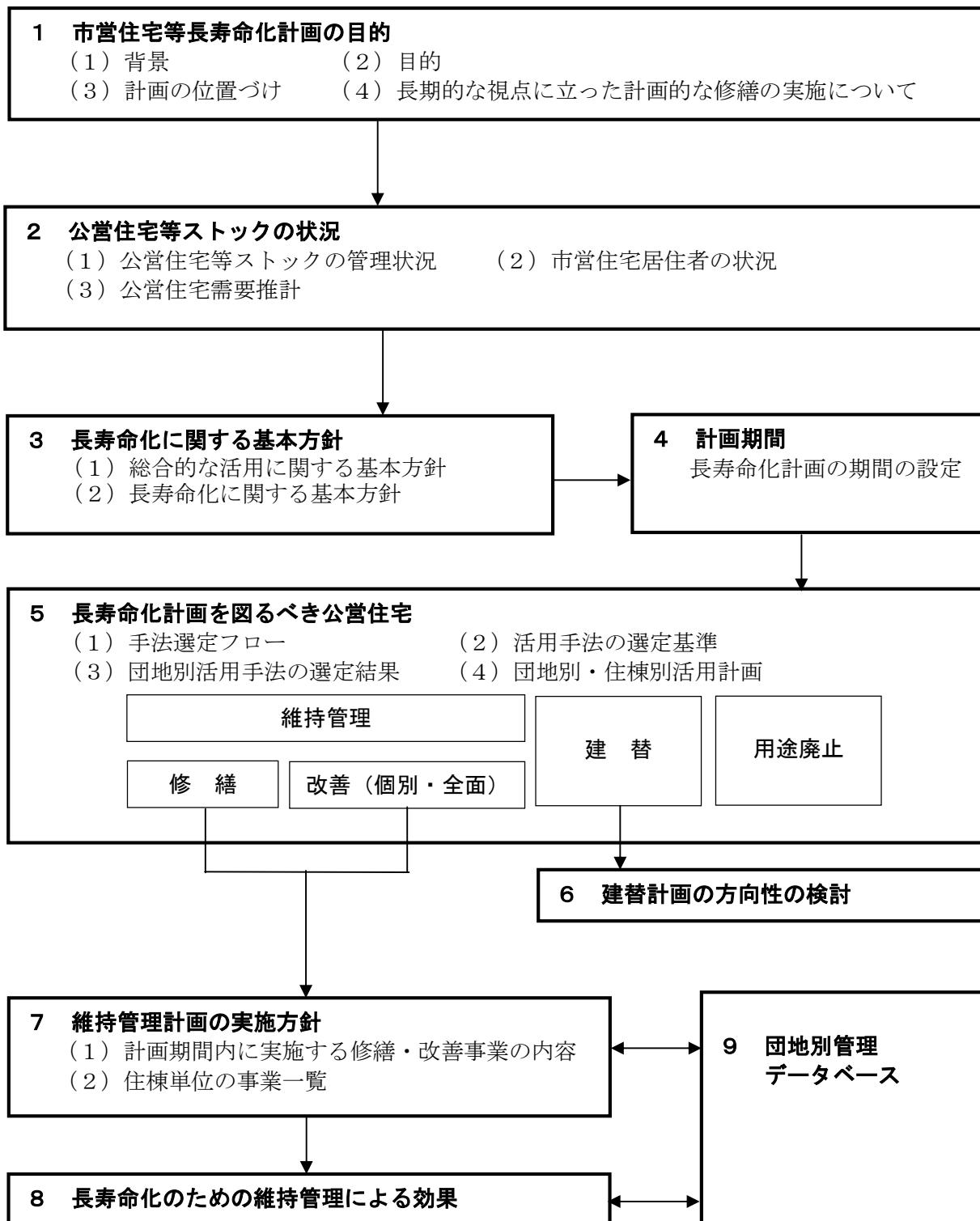
目 次

はじめに.....	1
1 市営住宅等長寿命化計画の目的	2
2 公営住宅等ストックの状況	10
3 長寿命化に関する基本方針	24
4 計画期間	25
5 長寿命化を図るべき公営住宅	26
6 建替計画の方向性の検討	34
7 維持管理計画の実施方針	35
8 長寿命化のための維持管理による効果	37

はじめに

秋田市営住宅等長寿命化計画は、以下のフローに従って行います。

◇調査策定フロー



1 市営住宅等長寿命化計画の目的

(1) 背景

秋田市では、「秋田市営住宅等長寿命化計画」を平成22年3月に策定、翌年4月に改訂し、この計画に基づき市営住宅の維持管理等を実施してきました。

市町村合併を経て、市域の拡大とともに市営住宅等の管理戸数も増加し、新たな役割の検討と市営住宅ストックの有効活用の検討が必要になっていきます。さらに、計画の推進・実施は、厳しい財政状況等に影響を受けており、必要な経常修繕を予定通り実施していく方策を検討しなければならない状況にあります。

市営住宅の現状としては、平成19年から平成22年にかけて新屋比内町市営住宅の建替事業を行ったことから、昭和30年代以前の住宅は一掃され、耐用年数に達した高梨台住宅についても、現在建替事業を実施しております。

また、旭南市営住宅をはじめとした、昭和50年以前に建設された耐火構造のストックについては、耐用年数の半分(35年)以上を経過し、長寿命化型改善等、効率的・効果的な事業の検討が必要になっています。

そのため、老朽化が進む住棟の早期更新、長期的な活用を図るべき住棟の予防保全的観点による中長期的な維持管理計画のもとに、十分な安全性や居住性を備えたストック形成が求められています。

(2) 目的

安全で快適な住宅を長期にわたって安定的に確保するため、修繕、改善、建替などの市営住宅の活用方法を定め、長期的な維持管理を実現します。

また、予防保全的な修繕や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、市営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげるとともに、ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を図ることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

秋田市営住宅等長寿命化計画は秋田市住生活基本計画の一部として位置づけます。

また、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業に係る社会資本整備総合交付金の活用にあたっては、原則として本計画に基づいて実施します。

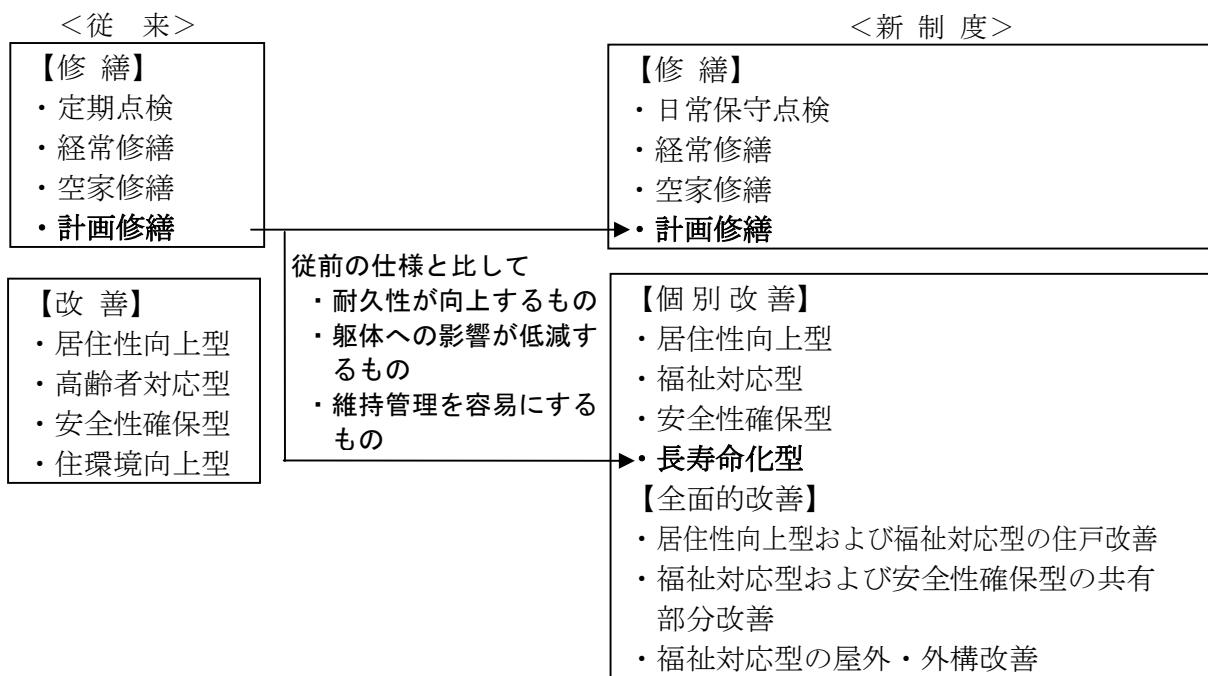
(4) 長期的な視点に立った計画的な修繕の実施について

公営住宅等長寿命化計画に基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を着実に実施していくためには、長期的な視点に立った計画的な修繕を実施することが重要です。そのためには、予め想定される修繕事項を整理し、それらを計画的に取り組むことができるような実施体制・環境・予算を準備しておくことが必要です。

長期的な視点に立った計画的な修繕実施の基礎は、中長期的な「計画修繕」を計画することにあり、そのためには、標準的な住棟における計画修繕周期を設定することが重要です。

また、「定期点検」の充実は、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕等の工事の効率的な実施にもつなげることができます。上述の計画修繕周期は、あくまでも劣化が生じると想定される標準的な周期の目安を示したものであり、適切な時期に調査・点検等を行った上で、建物の安全性等が確認された場合には、予定していた計画修繕の時期を必要に応じて延ばすことも考えられます。

◇公営住宅等長寿命化計画における用語の定義（公営住宅等長寿命化計画策定指針）



◇修繕の内容

日常保守点検	日常的な保守点検
経常修繕	水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度実施する必要がある経常的な修繕
空家修繕	空家となった住戸に行う空家修繕
計画修繕	外壁塗装の塗り替え、屋根防水工事の実施等、周期的に実施する必要のある計画修繕

※上記は交付金対象となる事項に関わらず計画的に必要となる内容を示す。

◇個別改善の内容

居住性向上型	居住性を向上させるための設備等の改善
福祉対応型	高齢者、障がい者等の円滑な利用に供するための設備等の改善
安全性確保型	安全性能を確保するための設備等の改善
長寿命化型	耐久性の向上、躯体の経年劣化の軽減等を図るための改善

◇個別改善事業の施行要件

1	公営住宅等ストック総合改善事業のうち、事業主体が行う個別改善事業が、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。
2	<p>原則として、平成2年度（共用部分改善のうち耐震改修については昭和56年度（ただし、旧耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行の日以前における耐震関係規定をいう。以下同じ。）の適用を受けたものに限る。）、住戸改善、共用部分改善および屋外・外構改善のうち防犯対策に係る改善については、平成12年度、住戸改善、共用部分改善および屋外・外構改善のうちバリアフリー対策に係る改善については平成14年度、共用部分改善のうちエレベーター設置を伴うものについては平成14年度以前の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて整備されたものであること。</p> <p>ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 長寿命化型 ロ 福祉対応型（障がい者の公営住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善） ハ 福祉対応型（高齢者等の公営住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善） ニ 住宅用防災機器若しくは地上波デジタル放送対応設備若しくはP波感知型地震時管制運転装置等の設置 ホ 住戸改善および共用部分改善のうち省エネルギー対策に係る改善
3	規模増、住戸改善又は共用部分改善を行おうとする公営住宅等が、原則として耐火構造又は準耐火構造の公営住宅等であること。
4	耐力、耐火性能、耐用年数等を勘案して、当該事業実施後、概ね10年間使用が可能なものであること。ただし、住宅用防災機器又は地上波デジタル放送対応設備の設置についてはこの限りではない。
5	対象団地の全戸数のうち、収入超過者が入居する戸数の割合が、原則として5割以下であること。
6	<p>次に掲げる施設の整備を伴う場合にあっては、個別改善事業が原則として150戸以上の団地で行われるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 集会所（公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民の自主運営による共同育児活動の場に供するスペースを含む。） ロ 児童遊園 ハ 屋外消火栓 ニ その他イからハまでに掲げる施設および排水処理施設の整備に関連して整備することが必要であるものとして国土交通大臣が認めた施設

◇全面的改善の内容

全面的改善事業は、少なくとも以下に掲げる改善を行うものとする（概ね10年以内の期間で、段階的に実施されるものを含む）。

1 居住性向上および福祉対応型	躯体以外の内装、設備等住戸内部全体又は大部分にわたって行う住戸改善。
2 福祉対応型および安全性確保型	<p>共用部分改善で行うもの。</p> <p>(福祉対応型) 4階以上の住棟でエレベーターの設置されていないものにあっては、エレベーターの設置を含む。ただし、団地単位で全面的改善事業を行う場合で、その一部の住棟について敷地条件、建築規制その他のやむを得ない理由により設置が困難であると認められる場合はこの限りではない。</p> <p>(安全性確保型) 最適改善手法評価により安全性が確保されていると認められている場合を除く。</p>
3 福祉対応型	屋外・外構改善で行うもの。

◇全面的改善事業の施行要件

1	公営住宅等ストック総合改善事業のうち、事業主体が行う全面的改善事業が、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。
2	<p>対象団地の全戸数のうち、収入超過者が入居する戸数の割合が、原則として5割以下であること。</p> <p>次に掲げる施設の整備を伴う場合にあっては、個別改善事業が原則として150戸以上の団地で行われるものであること。</p> <p>イ 集会所（公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民の自主運営による共同育児活動の場に供するスペースを含む。）</p> <p>ロ 児童遊園</p> <p>ハ 屋外消火栓</p> <p>ニ その他イからハまでに掲げる施設および排水処理施設の整備に関連して整備することが必要であるものとして国土交通大臣が認めた施設</p>
3	全面的改善事業を施行しようとする公営住宅が、原則として建築後30年を経過したものであること。
4	原則として耐火構造又は準耐火構造の公営住宅であること。
5	当該事業の実施後、概ね30年以上管理する予定のものであること。

◇公営住宅等ストック総合改善事業の対象項目の例示

	1：住戸改善	2：共用部分改善	3：屋外・外構改善
A： 居住性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・間取りの改修 ・給湯設備の設置 ・電気容量のアップ ・外壁・最上階の天井等の断熱 ・開口部のアルミサッシ化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水方式の変更 ・断熱化対応 ・共視聴アンテナ設備設置 ・地上デジタル放送対応 (当該建物に起因する電波障害対策の既設共聴アンテナ等の改修も含む) ・集会所の整備・増改築 ・児童遊園の整備 ・排水処理施設の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設の設置 ・地上デジタル放送対応 (当該建物に起因する電波障害対策の既設共聴アンテナ等の改修も含む) ・集会所の整備・増改築 ・児童遊園の整備 ・排水処理施設の整備等
B： 福祉対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内部の段差解消 ・浴室、便所等への手摺の設置 ・浴槽、便器の高齢者対応 ・高齢者対応建具 ・流し台、洗面台更新 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、階段の手摺設置 ・中層EVの設置・機能向上 ・段差の解消 ・視覚障害者誘導用マーク等の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段の手摺の設置 ・屋外通路等の幅員確保 ・スロープの設置 ・電線の地中化 等
C： 安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・台所壁の不燃化 ・避難経路の確保 ・住宅用防災警報器等の設置(*1) ・アベイストの除去等 ・ピッキングが困難な構造の玄関扉の錠、補助錠の設置、破壊が困難なガラスへの取替、防犯上有効な箇所への面格子等の防犯建物部品の設置(*3) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修(*2) ・外壁落下防止改修 ・バルコニーの手摺のアルミ化 ・防火区画 ・避難設備の設置 ・アベイストの除去等 ・EVかご内の防犯カメラ設置(*3) ・地震時管制運転装置等の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外消火栓設置 ・避難経路となる屋外通路等の整備 ・屋外通路等の照明設備の照度確保(*3) ・ガス管の耐震性・耐食性向上 ・防犯上有効な塀、柵、垣、植栽の設置(*3) 等
D： 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の防水性向上に資する工事 ・内壁の断熱性向上・耐久性向上に資する工事 ・配管の耐久性向上に資する工事 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体・屋上・外壁・配管の耐久性向上 ・避難施設の耐久性向上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の耐久性・耐食性向上に資する工事 等

*1 公営住宅への住宅用防災警報器等の設置については、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の設置について（通知）（平成17年9月16日国住備第50号）」を参照。

*2 公営住宅の耐震改修については、「公営住宅等の耐震化の推進について（平成18年4月28日国住備第31号）」を参照。

*3 公営住宅の防犯性向上については、「共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針について（平成13年3月23日国住備発第110号）」を参照。

◇長寿命化型改善の具体例

①部位毎の整理

部 位	概要（工事例）	備 考
躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体の耐久性を向上させる工事 ・躯体の中性化を防止する工事 	
屋上およびこれに付随する部分 （「屋上等」という）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の断熱性を向上させる工事 ・屋上等の防水性を向上させる工事 ・屋上等の耐久性を向上させる工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根も含む ・塗装・塗膜による工事も可
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の断熱性を向上させる工事 ・外壁の防水性を向上させる工事 ・外壁の耐久性を向上させる工事 ・外壁の安全性を向上させる工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダの内側も可 ・塗装・塗膜による工事も可
内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁の断熱性を向上させる工事 ・内壁の耐久性を向上させる工事 ・内壁コンクリートの中性化を防止する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装・塗膜による工事も可
給水管・排水管・污水管・雨水管・ガス管・消化管	<ul style="list-style-type: none"> ・管の耐食性を向上させる工事 ・管の耐久性を向上させる工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装・塗膜による工事も可
シーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング材の耐久性を向上させる工事 	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の防水性を向上させる工事 	
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の耐久性を向上させる工事 	
床下地材	<ul style="list-style-type: none"> ・床下地材の耐久性を向上させる工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・切分けが難しい場合、床下地材と併せ床仕上材を含めることも可

②工事毎の整理

工 事	概要（工事例）
配管の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内の配管を集約することで、維持管理・更新を容易にする工事 ・住戸内の配管を埋込型から露出型に変更することで、維持管理・更新を容易にする工事
電気幹線	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内の電気幹線を埋込型から露出型に変更することで、維持管理・更新を容易にする工事

③住宅履歴情報管理関係

概要（事業例）	備 考
IC タグ化による履歴情報の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・改善事業の実施にあわせ、部材等に IC タグを設置することを想定

◇計画修繕周期（参考）

区分		部位	部材	修繕周期(年)	区分		部位	部材	修繕周期(年)		
主体工事	建築主體	共用部分	屋根	木下地 長尺カラー鉄板葺	15	主体工事	建築主體	専用部分	内装その他	物干し金物 鋼製(塗装)	3
				鉄骨下地 長尺カラー鉄板葺	15				アルミ(取替)	18	
				カラーステンレス シーム溶接	30			ハルコニーハンドル	鋼製(塗装)	3	
				アスファルト本防水	22				鋼製(取替)	18	
				アスファルト断熱防水(シンター)	27				アルミ(支持部分の補強)	40	
			外壁	モルタル塗	18			浴室扉	(取替)	20	
				タイル張り	18				アルミ(取替)	40	
				PC目地	12				浴室ユニット(取替)	25	
			床	モルタル 仕上コンクリート 打放し	共用廊下 ウレタン塗床	20			ひる石天井修繕(ボート天井に張替)	25	
					階段室 防水モルタル	18		屋内設備	量水器 検針盤	8	
					バルコニー 防水モルタル	18		給水管	塩ビ(VP)管	25	
			建具	木製建具	枠塗装	10			ビニールライニング鋼管 (ボーリング鋼管)	25	
					戸車取替	20			ステンレス鋼管	35	
					アルミ製建具に取替	40			さや管	45	
					アルミ建具	40		排水管	配管用炭素鋼钢管(白)(流し)	18	
			外装その他	集合郵便受箱	(鋼製)下地ケンの上、塗装	3			配管用炭素鋼钢管(白)(その他)	30	
					(鋼製)ステンレス製に取替	20			排水用硬化塩化ビニール管(屋外露出)	25	
					(ステンレス製)ステンレス製に取替	40			排水用硬化塩化ビニール管(屋内)	30	
					階段室掲示板の取替	18			鋳鉄管	50	
					外回り鉄部その他の塗装(自転車置場)	3			塗膜装钢管+可撓継手	30	
								給湯・暖房	配管用炭素鋼钢管(温水暖房)	30	
									銅管	30	
									ステンレス鋼管	35	
									さや管	45	
									暖房放熱器	20	
									浴室換気乾燥機	20	
								換気設備	換気扇	20	

区分		部位	部材	修繕周期(年)	区分		部位	部材	修繕周期(年)
主体工事	屋内設備	屋内衛生	衛生・その他	ロータンク方式に取替 強制換気設備の新設	-	屋内設備	電灯設備	共用灯(KST)仕様に取替 共用灯(S59~)(KST)同様仕様に取替	10 14
			熱源機器	BF釜 給湯	15 15			照明器具(住戸)ポリカーボネート樹脂以外 照明器具(内蔵蓄電池)	12 5
		浴槽	ホーロ浴槽 ユニットバス(樹脂製)	15 20	電気	室内コンセント(有端子式) 室内コンセント(無端子式)	15 25		
			亜鉛メッキ鋼管 鋳鉄管	18 18		引込開閉器等の端子締付け調整 各戸分電盤(カットアウトスイッチをNFBに取替)	2 15		
		屋外衛生	ダクトイル鋳鉄管(内面モルタルライニング) ビニールライニング鋼管	40 25	電気	各戸分電盤(NFB)同形式に取替 ゴム絶縁電線(ビニルに取替) ビニル絶縁電線(同形式に取替)	30 20 40		
			ホリエチレン管 水道用硬質塩化ビニール管	40 30		電力量計(同形式に取替又は検定)	10		
			配管用炭素鋼鋼管(白) 内外面被覆鋼管又はホリエチレン管	22 50	テレビ受信設備	受信用アンテナ(同形式に取替) 増幅器(同形式に取替)	6 10		
			給水ポンプ	ポンプ・モーター		15	各戸アンテナ方式(S47以前共聴化)	-	
			給水施設	給水補器類(圧力タック等) 水槽類 高架水槽		20 20 20	電話配管	配管なし(S36以前配管設置)	-
		改良	給水施設	地下式受水槽 6面点検受水槽(FRP製)	30 20	屋外設備	屋外照明器具(同形式に取替)	10	
			消防設備	配管用炭素鋼管 消火用圧力鋼管(溶接) 配管用炭素鋼管(屋外埋設) 外面被覆鋼管(屋外埋設) 消火用ポンプ・モーター	50 50 18 35 15		動力設備	制御盤(同形式に取替)	16
		屋内設備	構築物	EV設備	かご等(同形式に取替) 三方枠(塗装及びSUS板取付)	土木その他	道路修繕(アスファルトの打替) ヒューム管の全面取替 外棚修繕(金網棚)	20 20 20	
			構築物	屋外土木	造園その他	造園	道路修繕(コンクリート平板をアスファルトに取替) ヒューム管の全面取替 遊戯施設取替 団地案内板取替	20 20 20 20	
			構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物
			構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物
			構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物	構築物

2 公営住宅等ストックの状況

(1) 公営住宅等ストックの管理状況

①公営住宅等の地域別供給状況

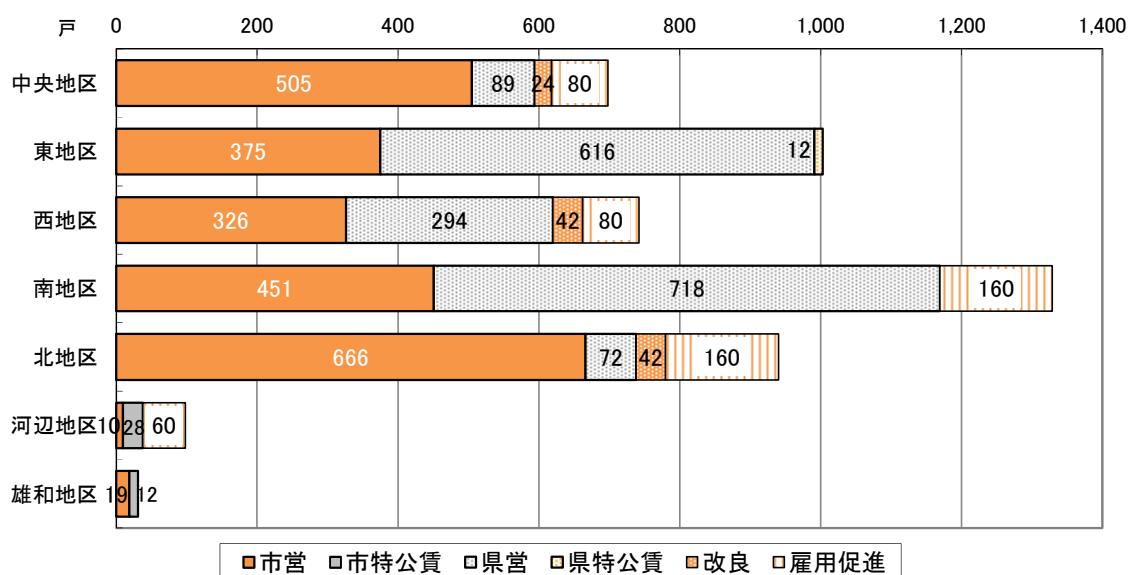
- 市内には市営住宅 2,352 戸、特定公共賃貸住宅（市営）40 戸、県営住宅 1,789 戸、特定公共賃貸住宅（県営）12 戸、改良住宅（県営）108 戸、雇用促進住宅 540 戸、合計 4,841 戸の公営住宅等があります。
- 地域別供給バランスは、総世帯数の地域別割合と市営住宅の地域別割合がほぼ同様になっています。（各団地の配置は 12 頁を参照）
- 公営住宅は最低居住水準未満の世帯も依然多く、改善が遅れている状況が伺えます。

◇地域別公営住宅等戸数

	市営	市特公賃	県営	県特公賃	県改良	雇用促進	合計
中央地域	505		89		24	80	698
東地域	375		616	12			1,003
西地域	326		294		42	80	742
南地域	451		718			160	1,329
北地域	666		72		42	160	940
河辺地域	10	28				60	98
雄和地域	19	12					31
合計	2,352	40	1,789	12	108	540	4,841

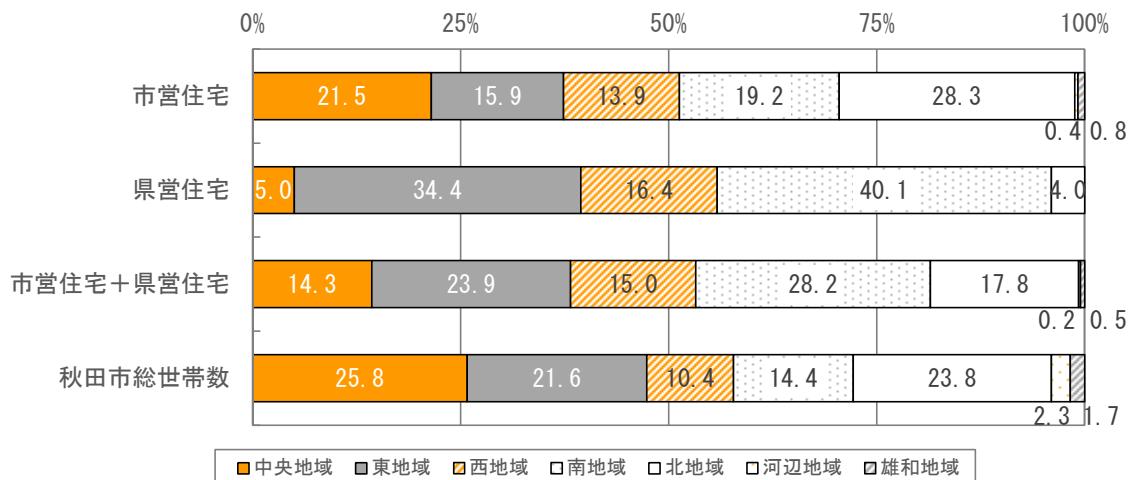
※雇用促進住宅のうち北部地区の「緑ヶ丘」と河辺地区的「せせらぎ」は平成 27 年 8 月 11 日現在入居停止中
資料：秋田市住宅整備課

◇地域別公営住宅等戸数



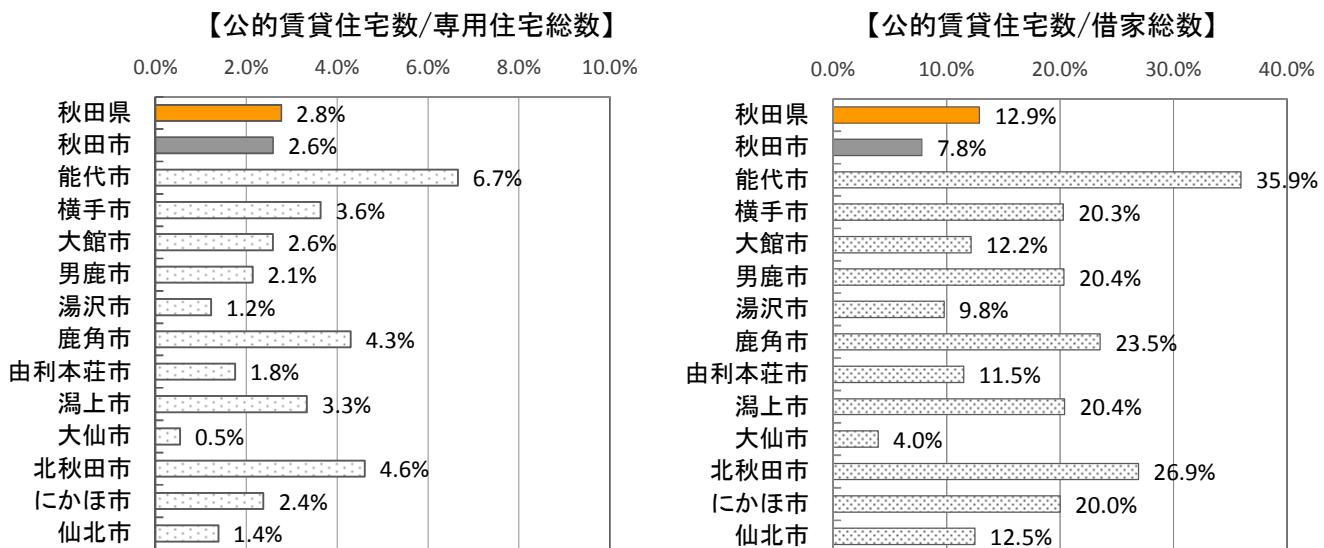
資料：秋田市住宅整備課

◇地域別市営住宅・県営住宅の戸数割合と秋田市総世帯数割合の比較



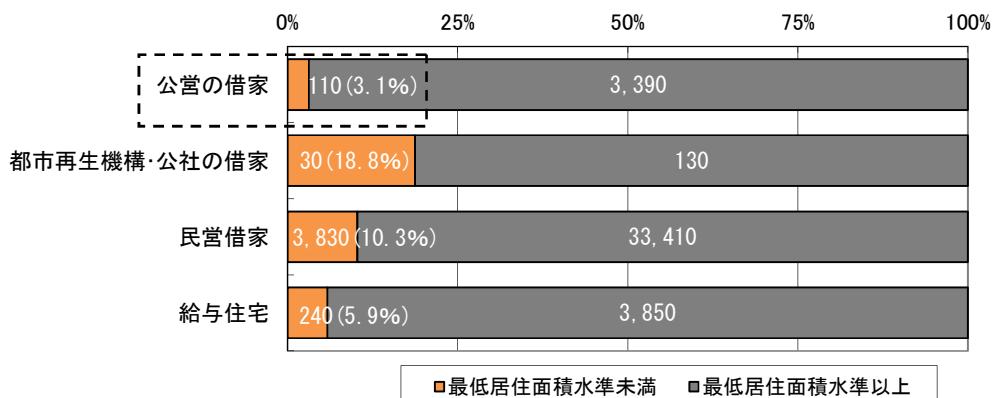
資料：秋田市住宅整備課

◇公的賃貸住宅供給状況



資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

◇最低居住面積水準未満の世帯数



資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

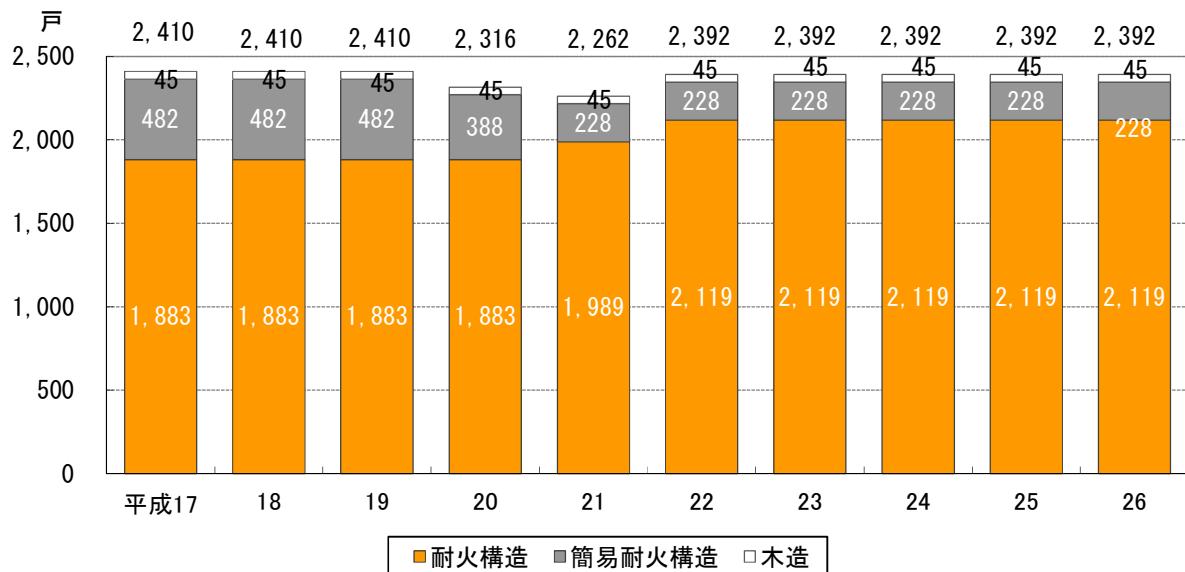
◇公営住宅等の位置図



②市営住宅ストックの状況

- 平成19年から平成22年にかけて新屋比内町市営住宅建替事業を行ったことから、昭和30年代以前の住宅は一掃されたものの、耐用年限が間近となっている住宅（昭和40年代に建設）も残っています。
- 中高層耐火構造の市営住宅を対象に平成21年度から22年度に6団地24棟の耐震診断を行った結果、2団地14棟の耐震改修が必要となっていましたが、平成26年度までに耐震改修を実施しており、中高層耐火構造の市営住宅の耐震化率は100%になっています。
- その他の市営住宅については、解体・建替予定16棟（耐震診断未実施）を除き耐震性が確認されております。
- 市営住宅の応募倍率は年間平均4.6倍前後で、地域別に差があります。

◇構造別市営住宅数推移

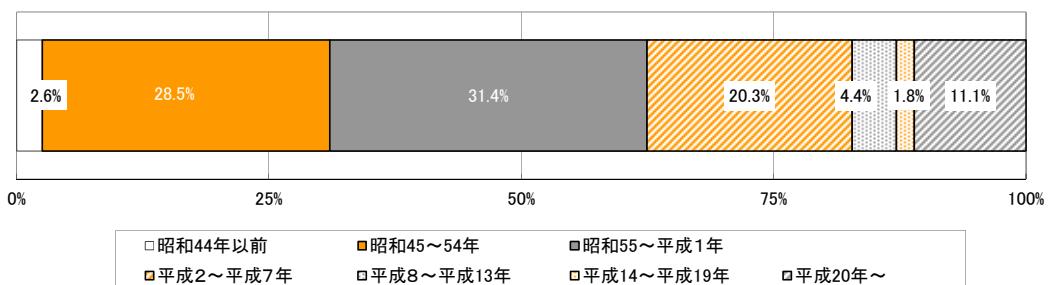


資料：秋田市住宅整備課

※耐火構造：公営住宅法施行令第1条により建築基準法第2条5号もしくは9号に定める規定のもの。

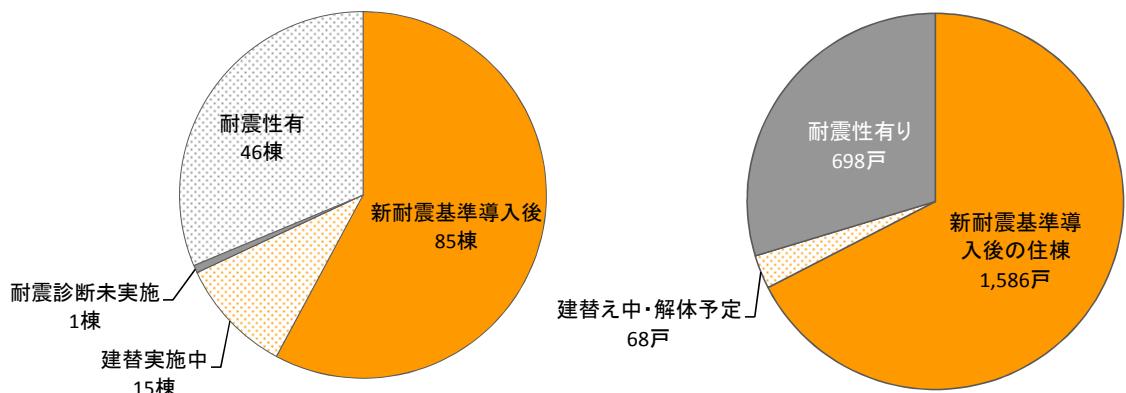
簡易耐火構造：公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第209号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条2号に定める構造。改正後は「準耐火構造」に改められた。（構造区分は公営住宅施行令による）

◇建設時期別の市営住宅管理戸数割合



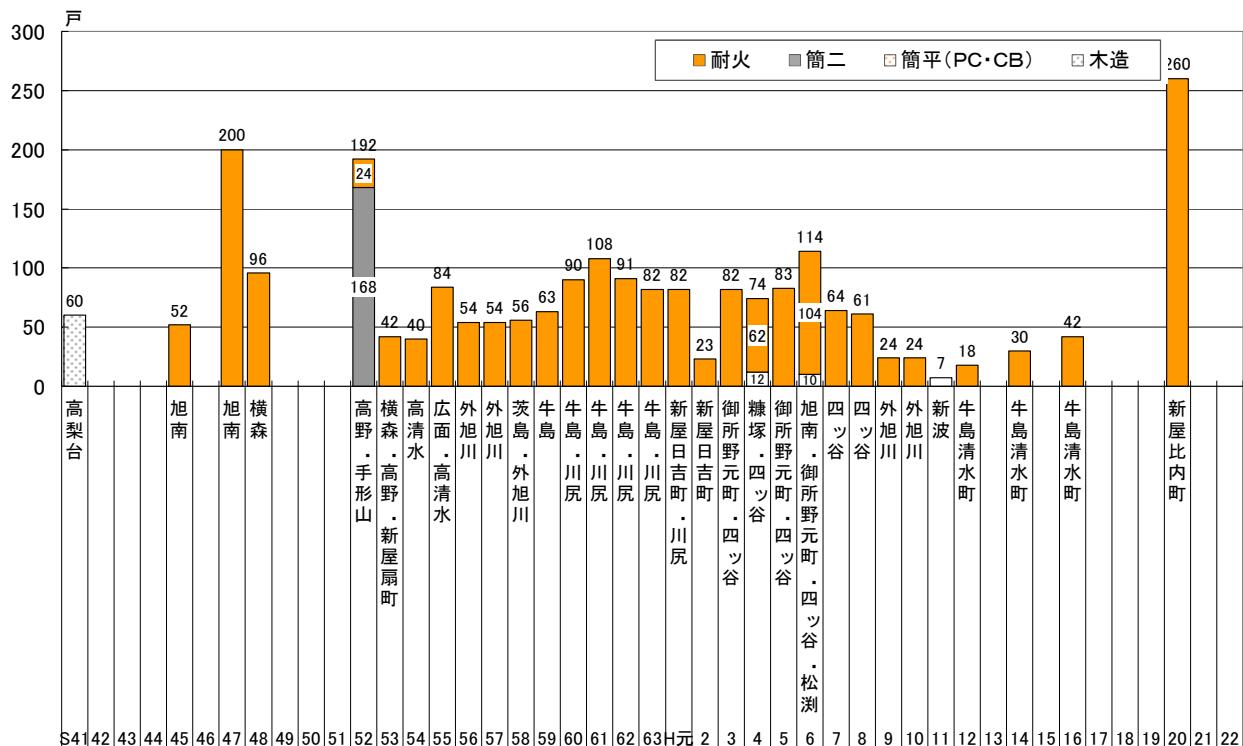
資料：秋田市住宅整備課

◇耐震性能の有無の状況



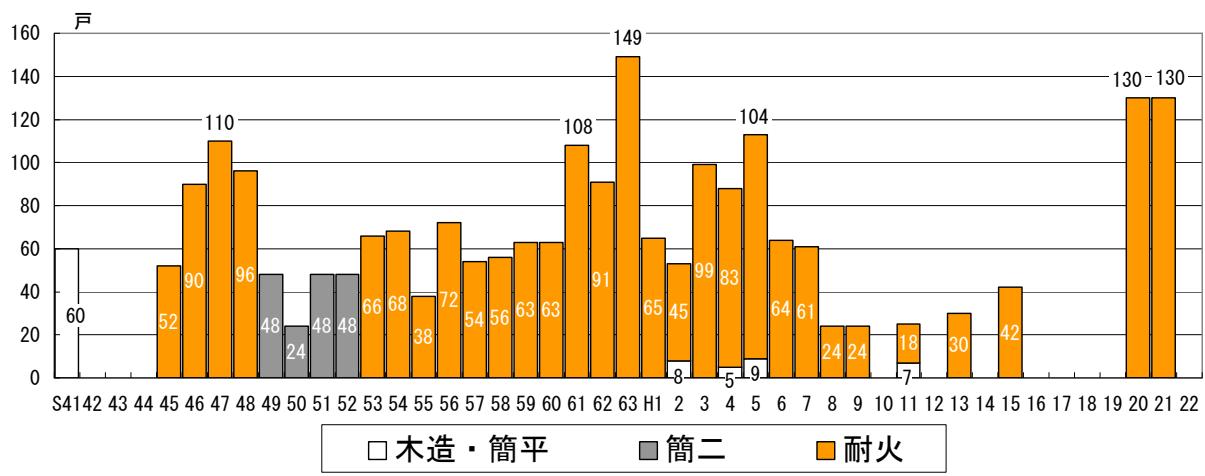
資料：秋田市住宅整備課

◇構造別の管理開始年度別戸数（団地別）



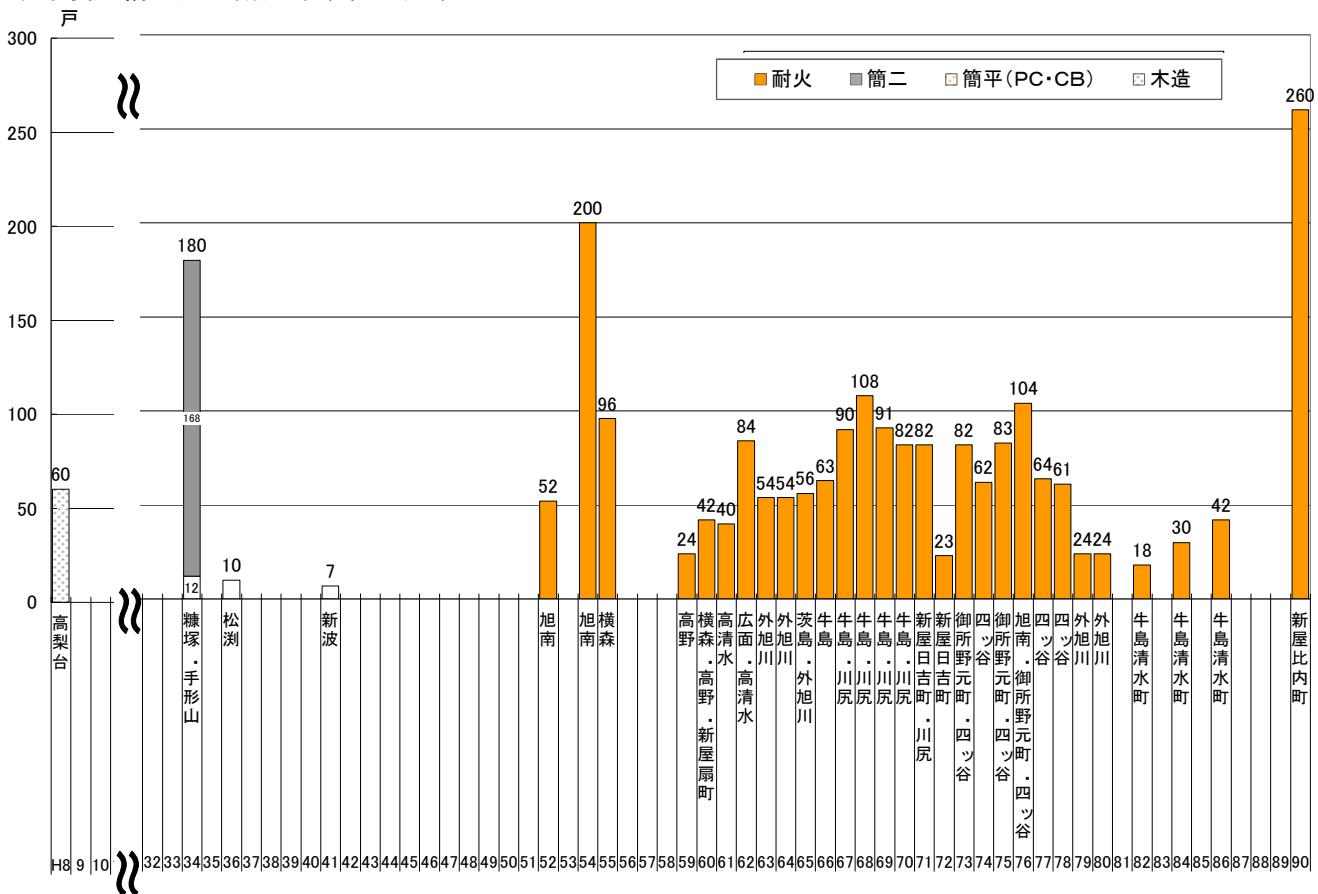
資料：秋田市住宅整備課

◇構造別の管理開始年度別管理戸数（住棟別）



資料：秋田市住宅整備課

◇年度別構造別の耐用年数経過戸数



資料：秋田市住宅整備課

◇募集と応募の状況

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率
中央地域	27	165	6.1	6	24	4.0	17	75	4.4
東部地域	13	48	3.7	28	54	1.9	8	22	2.8
西部地域	20	186	9.3	18	123	6.8	14	111	7.9
南部地域	13	71	5.5	28	179	6.4	18	105	5.8
北部地域	34	135	4.0	38	95	2.5	39	103	2.6
河辺・雄和地域	2	10	5.0	2	1	0.5	15	520	5.0
市全体	109	615	5.6	120	476	4.0	97	421	4.3

資料：秋田市住宅整備課

③特定公共賃貸住宅ストックの状況

- ・現在、12棟40戸の中堅所得者向けの特定賃貸住宅を管理しています。(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条の規定に基づき、整備した住宅9棟14戸、条例上、特定公共賃貸住宅扱いしている住宅(3棟26戸))です。
- ・松渕単身特定住宅を除いた一般ファミリー向けの住宅の、住戸専用面積は80m²以上となっています。
- ・松渕単身特定住宅については、関係機関と連携して近隣工業団地等に利用を働きかけていくこととしています。

◇特定公共賃貸住宅の状況

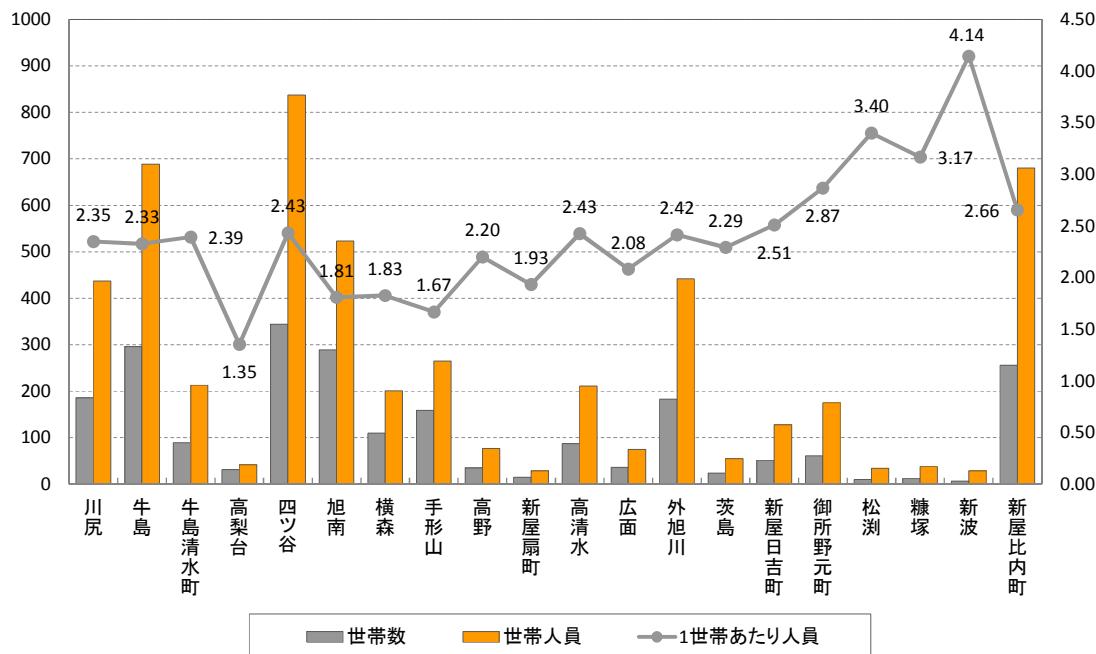
住宅名	建設年度	構造	棟	戸	住戸専用面積(m ²)	平成26年度募集数	平成26年度応募数	半年以上の空家戸数	半年以上の空家率
松渕単身	H3	RC4階建	1	24	33.00	16	6	10	41.67%
松渕一般	H5	木造平屋建	4	4	87.58	0	0	0	0.00%
糠塚一般	H2～H6	木造1～2階建	7	12	80.32～108.88	1	1	0	0.00%
合 計			12	40		17	7	10	25.00%

(2) 市営住宅居住者の状況(平成 27 年 10 月現在)

①入居世帯数・世帯人員

- 市営住宅入居者は 2,281 世帯となっており、入居率は 97.0% です。人口は 5,180 人で、平均 1 世帯当たり人員は 2.27 人となっています。

◇ 団地別入居世帯数と世帯人員

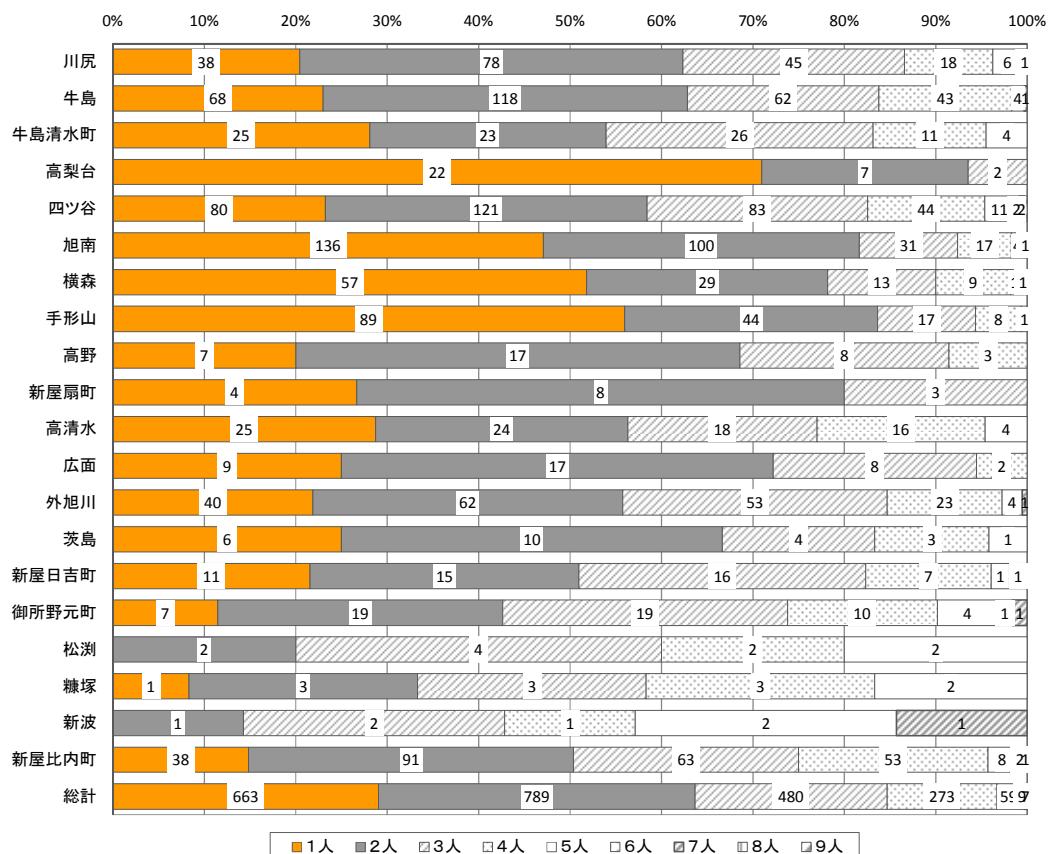


住宅名	世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員	管理戸数	入居率(%)
川尻市営住宅	186	437	2.35	189	98.4
牛島市営住宅	296	689	2.33	299	99.0
牛島清水町市営住宅	89	213	2.39	90	98.9
高梨台市営住宅	31	42	1.35	60	51.7
四ツ谷市営住宅	344	837	2.43	354	97.2
旭南市営住宅	289	523	1.81	292	99.0
横森市営住宅	110	201	1.83	111	99.1
手形山市営住宅	159	265	1.67	168	94.6
高野市営住宅	35	77	2.20	36	97.2
新屋扇町市営住宅	15	29	1.93	15	100.0
高清水市営住宅	87	211	2.43	88	98.9
広面市営住宅	36	75	2.08	36	100.0
外旭川市営住宅	183	442	2.42	188	97.3
茨島市営住宅	24	55	2.29	24	100.0
新屋日吉町市営住宅	51	128	2.51	51	100.0
御所野元町市営住宅	61	175	2.87	62	98.4
松渕市営住宅	10	34	3.40	10	100.0
糠塚市営住宅	12	38	3.17	12	100.0
新波市営住宅	7	29	4.14	7	100.0
新屋比内町市営住宅	256	680	2.66	260	98.5
総計	2,281	5,180	2.27	2,352	97.0

②世帯人員別世帯数

- ・世帯人員別世帯数は、全体では2人世帯が最も多くなっており、団地別では1人、2人世帯が50%を超える団地が20団地のうち、16団地となっています。

◇ 団地別入居世帯数と世帯人員

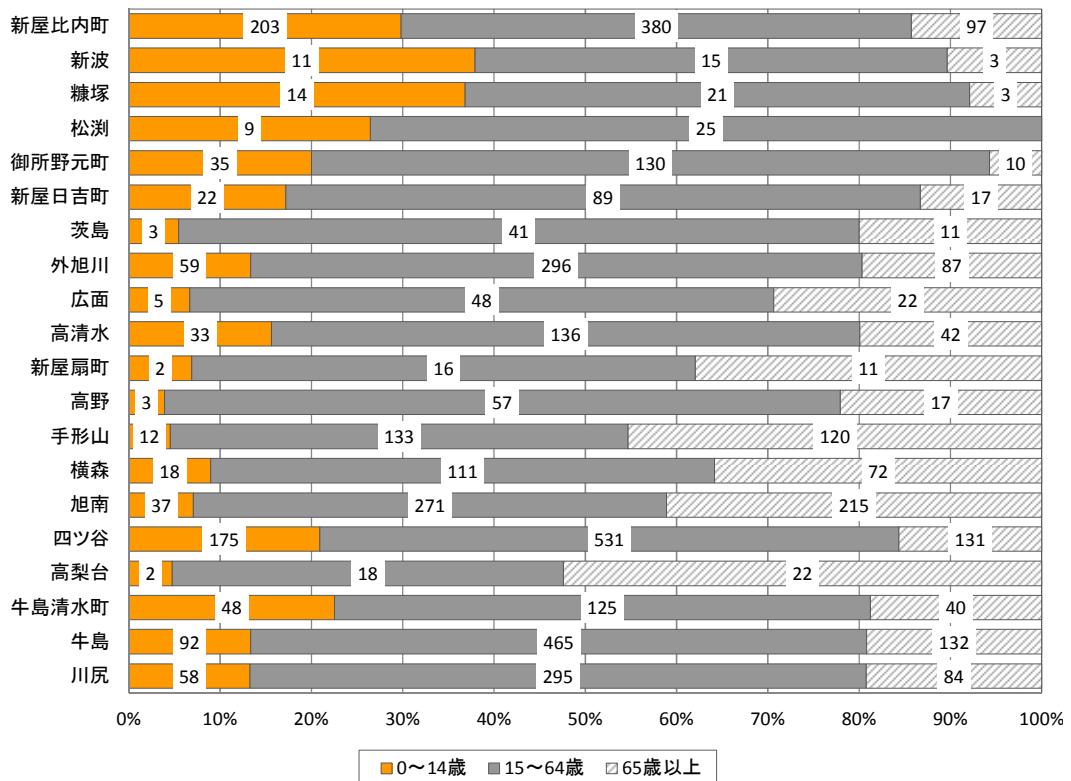


住宅名	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	総計
川尻市営住宅	38	78	45	18	6	1				186
牛島市営住宅	68	118	62	43	4		1			296
牛島清水町市営住宅	25	23	26	11	4					89
高梨台市営住宅	22	7	2							31
四ツ谷市営住宅	80	121	83	44	11	2	2		1	344
旭南市営住宅	136	100	31	17	4	1				289
横森市営住宅	57	29	13	9	1	1				110
手形山市営住宅	89	44	17	8	1					159
高野市営住宅	7	17	8	3						35
新屋扇町市営住宅	4	8	3							15
高清水市営住宅	25	24	18	16	4					87
広面市営住宅	9	17	8	2						36
外旭川市営住宅	40	62	53	23	4		1			183
茨島市営住宅	6	10	4	3	1					24
新屋日吉町市営住宅	11	15	16	7	1	1				51
御所野元町市営住宅	7	19	19	10	4	1	1			61
松渕市営住宅		2	4	2	2					10
糸塚市営住宅	1	3	3	3	2					12
新波市営住宅		1	2	1	2					7
新屋比内町市営住宅	38	91	63	53	8	2	1			256
総計	663	789	480	273	59	9	7	0	1	2,281

③年齢3区分別人口

- 年齢構成は0～14歳が16.2%、15～64歳が61.8%、65歳以上が21.9%となっており、団地によっては0～14歳の子供が多く、65歳以上の高齢者がいなかつたり、一方で高齢者が40%を超えるなど年齢構成が異なっています。

◇ 団地別居住者年齢構成

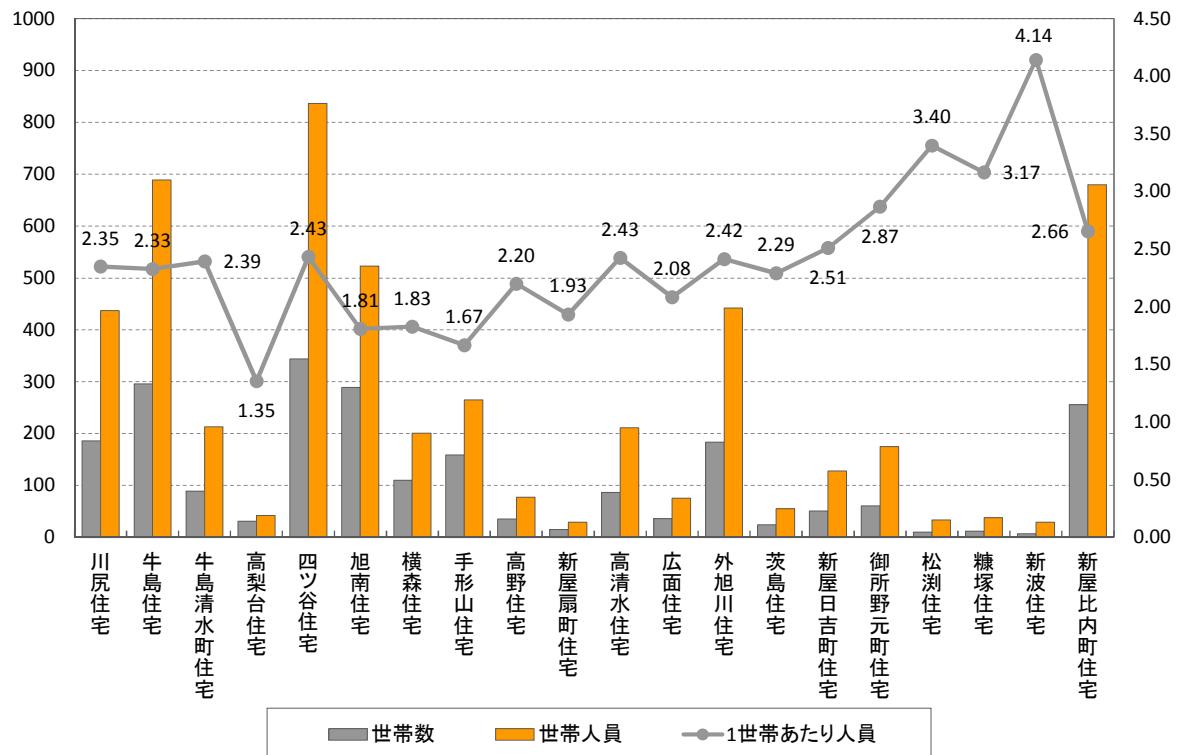


住宅名	0～14歳	15～64歳	65歳以上
川尻市営住宅	13.3	67.5	19.2
牛島市営住宅	13.4	67.5	19.2
牛島清水町市営住宅	22.5	58.7	18.8
高梨台市営住宅	4.8	42.9	52.4
四ツ谷市営住宅	20.9	63.4	15.7
旭南市営住宅	7.1	51.8	41.1
横森市営住宅	9.0	55.2	35.8
手形山市営住宅	4.5	50.2	45.3
高野市営住宅	3.9	74.0	22.1
新屋扇町市営住宅	6.9	55.2	37.9
高清水市営住宅	15.6	64.5	19.9
広面市営住宅	6.7	64.0	29.3
外旭川市営住宅	13.3	67.0	19.7
茨島市営住宅	5.5	74.5	20.0
新屋日吉町市営住宅	17.2	69.5	13.3
御所野元町市営住宅	20.0	74.3	5.7
松渕市営住宅	26.5	73.5	0.0
糠塚市営住宅	36.8	55.3	7.9
新波市営住宅	37.9	51.7	10.3
新屋比内町市営住宅	29.9	55.9	14.3
総計	16.2	61.8	21.9

④収入超過世帯

- ・収入超過世帯は143世帯となっており、総世帯数の6.3%となっています。団地別では0%から16.7%まであり、適正入居が求められています。

◇ 団地別収入超過世帯数



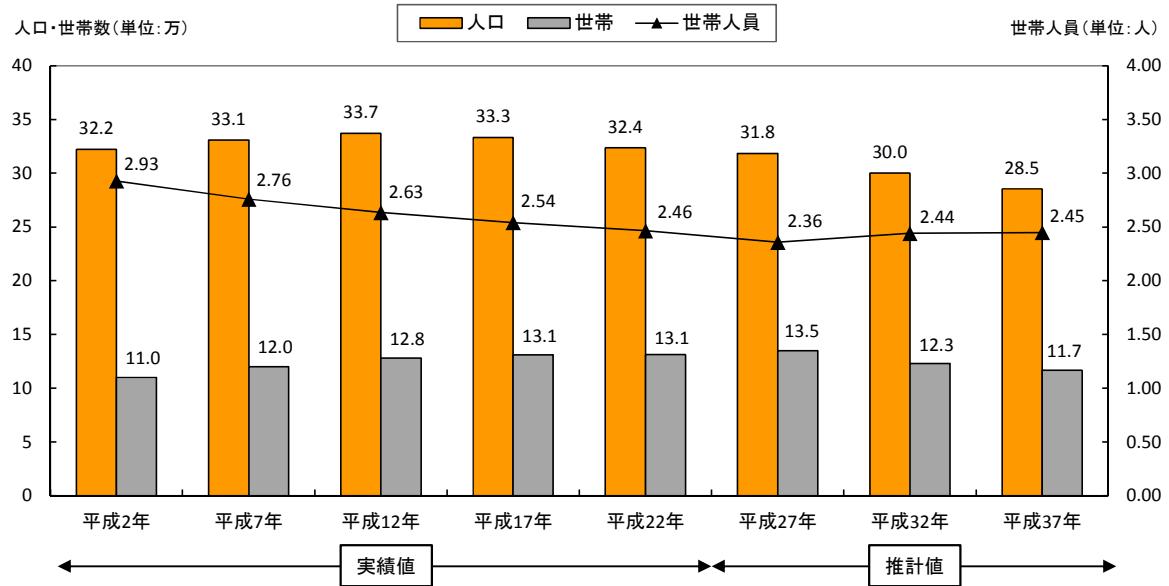
住宅名	世帯数	収入超過世帯数	収入超過世帯数率(%)
川尻市営住宅	186	19	10.2
牛島市営住宅	296	24	8.1
牛島清水町市営住宅	89	2	2.2
高梨台市営住宅	31	1	3.2
四ツ谷市営住宅	344	22	6.4
旭南市営住宅	289	14	4.8
横森市営住宅	110	9	8.2
手形山市営住宅	159	8	5.0
高野市営住宅	35	4	11.4
新屋扇町市営住宅	15	1	6.7
高清水市営住宅	87	7	8.0
広面市営住宅	36	4	11.1
外旭川市営住宅	183	11	6.0
茨島市営住宅	24	2	8.3
新屋日吉町市営住宅	51	3	5.9
御所野元町市営住宅	61	5	8.2
松潤市営住宅	10	1	10.0
糠塚市営住宅	12	2	16.7
新波市営住宅	7		0.0
新屋比内町市営住宅	256	4	1.6
総計	2,281	143	6.3

(3) 公営住宅の需要推計

①人口・世帯の将来見通し

計画期間である平成 23 年度から平成 32 年度の目標年次における人口は 30.0 万人、世帯数は 12.3 万世帯を見込みます。

◇ 秋田市の将来人口・世帯数の推計



資料：第 6 次秋田市総合都市計画（平成 22 年 11 月現在）

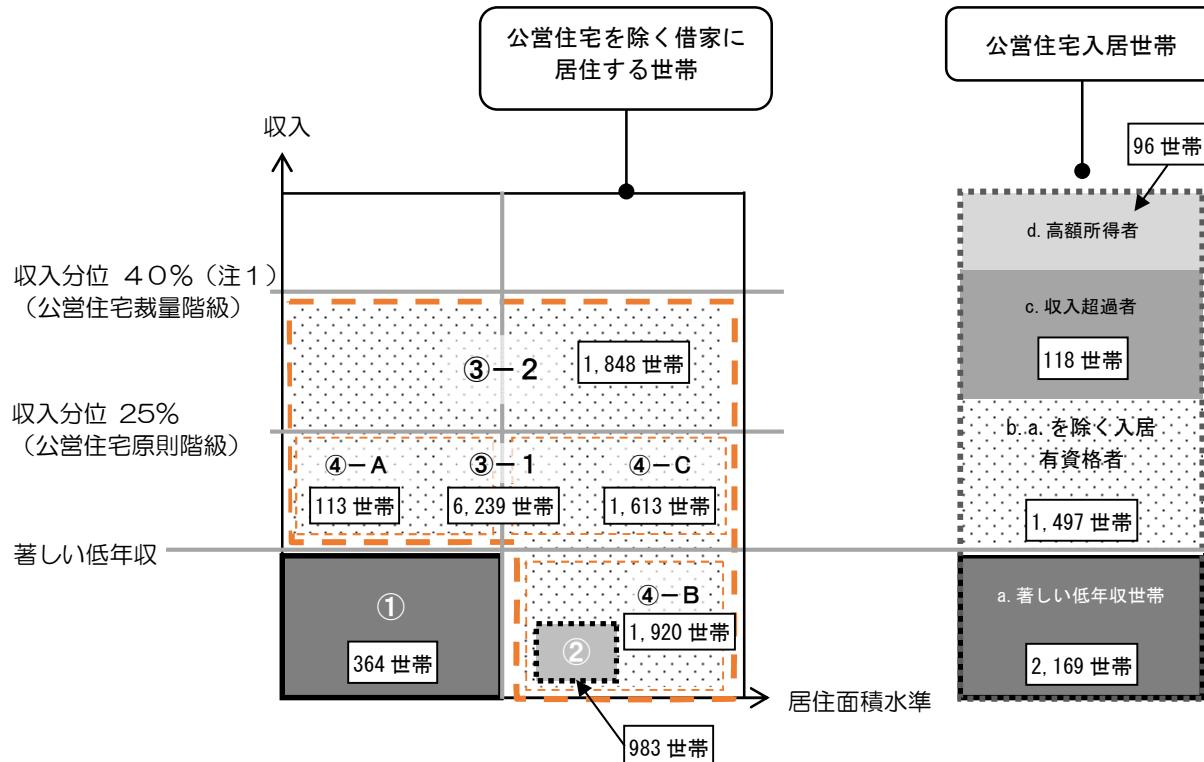
②公営住宅の供給の目標量

平成 32 年の主な住宅確保要配慮世帯のうち、下の図に示す『公営住宅入居世帯』の 3,666 世帯 (a.+b.) と『公営住宅を除く借家に居住する世帯』の 11,233 世帯 (①+②+③-1)+(④-A)+(④-B)+(④-C)) を合わせた 14,899 世帯が公営住宅の原則階層である収入分位 25% までの世帯となっています。

しかし、住宅確保要配慮世帯の属性は幅広く、属性や困窮度が異なる多様な人々が混在し、重層的な構成になっていると考えられることから、まず、真に住宅の確保が困難な「住宅確保要配慮世帯」層を優先的に対応します。

上記を前提とすると、『公営住宅入居世帯』の 2,169 世帯 (a.) と『公営住宅を除く借家に居住する世帯』の 1,347 世帯 (①+②) を合わせた 3,516 世帯が優先的に対応する世帯と考えられますが、『公営住宅入居世帯』の低所得者以外の有資格者 1,497 世帯 (b.) も考慮すると、現状の公営住宅戸数である 4,249 戸では、不足しているものと考えられますが、計画期間である今後 5 年間においては、現状の公営住宅戸数である 4,249 戸を維持しながら、真に住宅に困窮する世帯へ適切に供給するために、高額所得者 (d.) や収入超過者 (c.) の住替え等を促進し、適正な管理と適正入居を推進することとします。また、長期的な既存ストックの有効活用を図るため、適切な維持管理や修繕および計画的な建替を行います。

◇ 「平成 32 年の主な住宅確保要配慮者世帯」(住宅セーフティネット供給量算定プログラムによる)



◇ 「主な住宅確保要配慮者世帯」(公営住宅以外の借家に居住する世帯の推計)

		平成 22 年度	平成 32 年度	
①	・著しい低年収 かつ 最低居住面積水準未満の世帯	359 世帯	364 世帯	
②	・著しい低年収 かつ 高家賃負担率により 最低居住面積水準以上の住戸に居住する世帯	928 世帯	983 世帯	
③-1	・公営住宅入居資格がある、 高齢（単身・夫婦のみ）、 障がい者、子育て、 外国人世帯（注）（①、②は除く） 注：外国人世帯は③-1 のみ該当	高齢単身・夫婦のみ世帯 障がい者世帯※1・※3 子育て世帯 外国人世帯※2・※4 ③-1 合計	3,347 世帯 1,181 世帯 980 世帯 23 世帯 5,531 世帯 1,076 世帯 183 世帯 369 世帯 1,628 世帯 1,347 世帯 1,316 世帯 894 世帯 18 世帯 6,239 世帯 1,309 世帯 204 世帯 335 世帯 1,848 世帯	4,011 世帯 1,316 世帯 894 世帯 18 世帯 6,239 世帯 1,309 世帯 204 世帯 335 世帯 1,848 世帯
③-2		高齢単身・夫婦のみ世帯 障がい者世帯※1・※3 子育て世帯 ③-2 合計	1,076 世帯 183 世帯 369 世帯 1,628 世帯	
④-A	・著しい低年収以上 かつ 最低居住面積水準未満世帯	119 世帯	113 世帯	
④-B	・著しい低年収 かつ 最低居住面積水準以上世帯	1,926 世帯	1,920 世帯	
④-C	・著しい低年収以上 かつ 最低居住面積水準以上	1,768 世帯	1,613 世帯	

◇ 公営住宅入居世帯※5

	平成 22 年度	平成 32 年度
a. 著しい低年収世帯	2,169 世帯 (市営住宅対象 1,255 世帯)	2,169 世帯 (市営住宅対象 1,255 世帯)
b. a. を除く入居有資格者	1,497 世帯 (市営住宅対象 867 世帯)	1,497 世帯 (市営住宅対象 867 世帯)
c. 収入超過者	119 世帯 (市営住宅対象 69 世帯)	118 世帯 (市営住宅対象 68 世帯)
d. 高額所得者	96 世帯 (市営住宅対象 55 世帯)	96 世帯 (市営住宅対象 56 世帯)

※1：障がい者については、民営借家のみとする

※2：単身世帯については、単身高齢者世帯のみを対象として集計

※3：障がい者世帯のうち、16.1%は高齢者世帯と仮定

※4：永住権のない外国人とする

※5：公営住宅居住者については、高齢者以外の単身世帯も、既に入居しているものとしてカウントしている

◇ 推計結果（公営住宅供給の目標量）

A	市営住宅戸数	2,352 戸
B	県営住宅戸数	1,897 戸
C	公営住宅戸数	4,249 戸
D	優先的に配慮すべき低所得者世帯 (平成 32 年度①+②+a.)	3,516 世帯(戸)
E	公営住宅入居世帯のうち低所得者以外の有資格者世帯 (平成 32 年度 b.)	1,497 世帯(戸)
F	上記DおよびEを考慮した維持する公営住宅戸数	4,249 世帯(戸)

3 長寿命化に関する基本方針

(1) 総合的な活用に関する基本方針

①市営住宅の主な役割

総合的な活用にあたり、市営住宅の主な役割を次のように位置づけ、基本的な方針を定めます。

・住宅困窮者への住まいの提供

公営住宅法の目的を踏まえ、住宅に困窮する低所得世帯の安定した居住の確保のため、一定水準の質が確保された低廉な家賃の住宅を供給します。

・家族形成期にある若い世代の本市への定住促進

若い世代の定住化を促進し、本市の定住人口の確保および活力の維持・向上のため、市営住宅を家族形成期にある若年層の持ち家取得を支援する住宅としても位置づけます。

・既存市営住宅の有効活用

既存市営住宅のストックを最大限有効活用することとしており、経過年数等により老朽化が進む住宅の適切な修繕や最小限の建替を行っていきます。

②総合的な活用の基本的な方針

・入居者の安全性、居住水準の確保

老朽化が進んでいる市営住宅等があるため、建替、用途廃止、改善・修繕等の手法を適切に選択し、実施することにより入居者の安全性を確保します。

また、広さ、設備面での一定の水準が確保できるよう、建替、改善を行うとともに、多様な入居需要に対応して、家賃負担等に配慮しつつ、過大とならない適切な規模の住宅の確保に留意します。

・特定公共賃貸住宅の有効活用

条例上、特定公共賃貸住宅扱いしている住宅(3棟26戸)について、経常的に空家が生じている状態であることから、市営住宅扱いとするなど、既存ストックの有効活用のあり方を検討します。

・建替による継続的な維持管理ができる家賃収入の確保

経過年数の増大に起因し、家賃収入の減少、修繕費の増大により、維持管理に係る収支悪化の予防・改善のため、適切な建替、用途廃止・団地統合等を実施し、継続的な維持管理ができる家賃収入を確保します。

・団地の統廃合による効率的な住宅団地の整備および管理

市営住宅の需要等を勘案しながら、効率的な市営住宅の建替および管理の実現を目指し、立地バランスやまちづくりなどの施策と連携等に配慮し、団地の統廃合を進めます。

・計画的な修繕等による長期活用

市営住宅を長期に活用していくため、適切な手法を選択し、計画的な修繕を実施します。

・高齢者・子育て世帯等の入居者への適切な設備等の対応

入居者の高齢化等に対応して、団地内、住戸内のバリアフリー化を推進します。また、福祉部門等との連携方法を検討し、必要に応じて高齢者や子育て世帯等の居住・生活を支える施設やサービス等の整備を促進します。

・入居者の適正化

真に住宅に困窮する世帯が入居できるように、収入超過者等に対し、転居先住宅の斡旋支援などを行いつつ、明け渡し等の適切な対応を図ります。また、ひとり親世帯、障がい者等のいる世帯など、民間賃貸住宅で適正な住宅の確保が困難になることが予想される世帯が入居できるよう、適正入居を推進します。

(2) 長寿命化に関する基本方針

①ストックの状況の把握および日常的な維持管理の方針

- ・ 管理している市営住宅の整備・管理に関するデータを住棟単位で整理し、データベース化します。
- ・ 市営住宅等の日常保守点検を行うとともに、予防保全的な修繕管理を実施します。
- ・ 市営住宅等の団地・住棟単位の修繕履歴データを整備し、履歴を確認できる仕組みを構築します。

②長寿命化およびライフサイクルコストの縮減に関する方針

- ・ 対処療法的な修繕から、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等に寄与する改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化を図ります。
- ・ 建物仕様の水準アップ等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実施による修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 日常保守点検の充実により、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげます。

4 計画期間

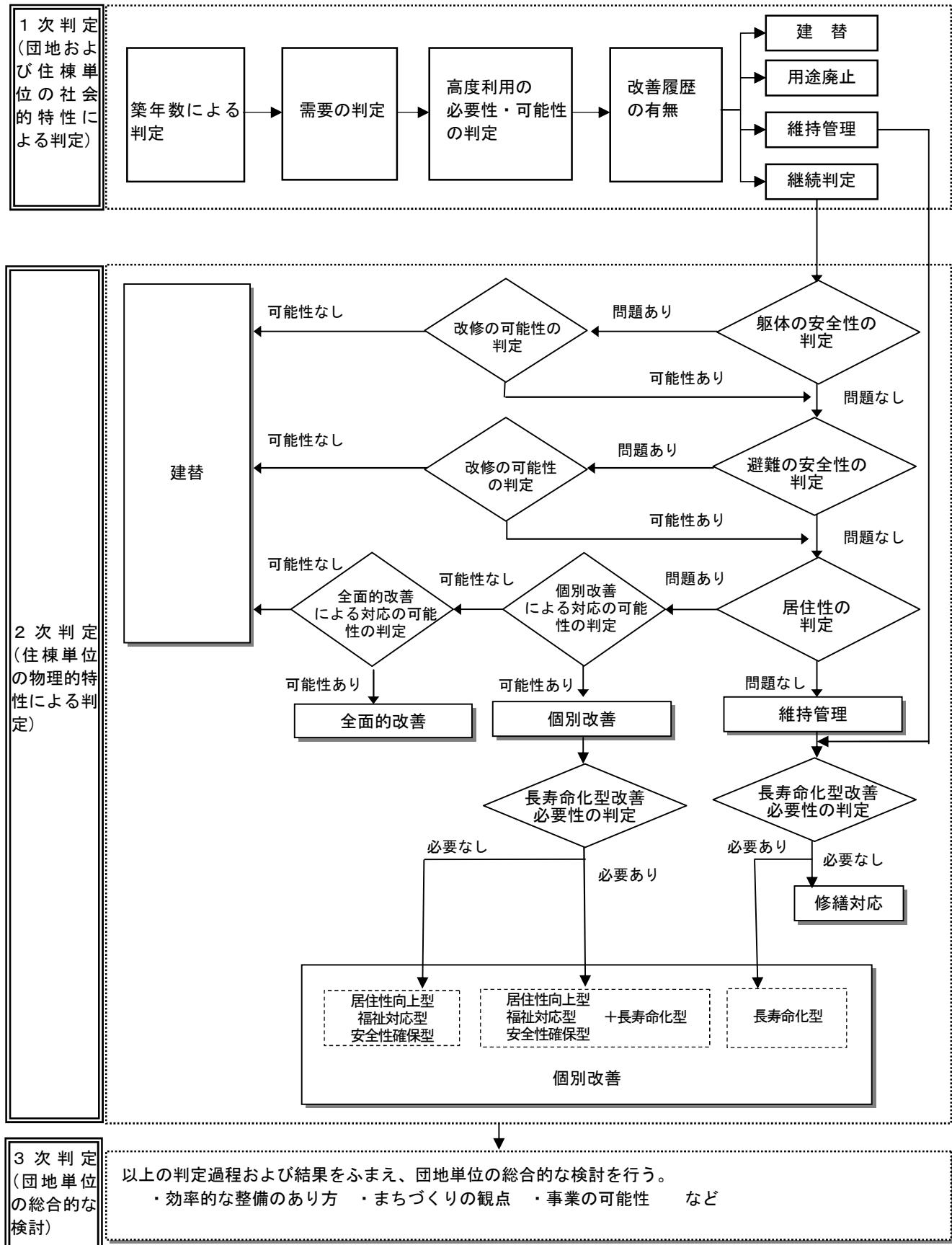
平成23年度から平成32年度までの10年間の計画としています。

計画策定から5年が経過し、公営住宅等の整備状況の変化に対応するため、見直しを行ったものです。

5 長寿命化を図るべき公営住宅

(1) 手法の選定フロー

活用手法の選定は、次に示す3段階の判定により行いました。



(2) 活用手法の選定基準

◇ 1次判定項目と選定基準

判定項目	選定基準
①築年数による 判定	<p>○構造、築年数から活用手法を選定する。</p> <p>【木造・準耐火(簡易耐火)平屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度（本計画期間内）までに耐用年数を経過する平成 2 年度以前建設の住棟は、原則として【建替】の対象とする。 <p>【準耐火(簡易耐火)二・三階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度（本計画期間内）までに耐用年数を経過する昭和 50 度以前建設の住棟は、原則として【建替】の対象とする。 <p>【耐火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度（本計画期間内）までに耐用年数を経過する住棟は、原則として【建替】の対象とする。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度（本計画期間内）までに建設後 15 年*を経過しない平成 17 年度以降建設の住棟は、原則として【維持管理】の対象とする。 <p>※大規模な改善が必要となる外壁等の耐用年数が概ね 15 年であることから建設後 15 年程度は経常修繕をしながら維持管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の住棟は継続判定とする。
②需要の判定 (団地単位)	○需要については（需要予測の結果を元に）全団地で有るものと判定する。
③有効活用の 可能性の判定	<p>○敷地の有効活用の可能性から活用手法を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状により効率的な建替が図り難い団地を【用途廃止】とする。
④改善履歴の 有無	<p>○改善事業等の有無から活用手法を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に改善事業等が実施され、改善が全て完了し、平成 32 年度（本計画期間内）までに実施後の維持管理年数を経過しない住棟は、【維持管理】の対象とする。 ・また、改善工事を進行中の住棟、あるいは団地は継続判定とする。

◇ 2次判定項目と選定基準

判定項目	選定基準
①躯体の安全性の判定	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年の建築基準法施行令（新耐震基準）に基づき設計・施工された住棟は耐震性を有するものとする。 耐震診断を行ない、耐震性が確認されたものについては、耐震性を有するものとする。 上記以外で耐震に問題があり、早急に対処が必要な場合は個別改善(耐震補強)【安全性確保型】の対象とする。
②避難の安全性の判定	<ul style="list-style-type: none"> 各住戸の 2 方向避難確保の有無と、改修の可否を判定し、大規模な工事が必要となる住棟は【建替】とする。
③居住性の判定	<p>以下に示す、いずれかの個別改善候補がある場合は【個別改善】とし、さらにEV設置が必要で、かつ可能である場合は【全面的改善】の対象とする。</p> <p>【個別改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸当たりの専用面積が 40 m²(最低居住面積水準の 3 人世帯向け)以下。 改善工事の継続が必要なもの。 高齢化対応として、住戸内の手すりおよび段差。 共用部分の高齢化対応として、入り口の段差。 共同施設は集会所、児童遊園、駐車場の有無をもって判定する。また、直結式給水が可能であるが未整備。 <p>【全面的改善 (EV設置)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設年度が昭和 56 年以前で、平成 32 年度（本計画期間内）までに耐用年数が残り概ね 30 年以上となる住棟で、5 階建て、団地の高齢者人口率が 50%以上をEV設置の対象とする。
④長寿命化型改善の必要性の判定	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な修繕計画および日常保守点検等に基づいて、耐久性の向上、躯体への影響の低減、維持管理の容易性等の向上に関する改善が必要と判断される住棟は、長寿命化型改善を行う。 上記のような改善について、予防保全的な改善の必要性が認められる場合、他の修繕・改善工事と合わせて合理的・効率的に行うことが適当と認められる場合は、長寿命化型改善を行う。 長寿命化型改善の必要性が低いと判断された住棟は、修繕又は長寿命化型改善以外の個別改善とする。

◇ 3次判定項目と選定基準

判定項目		選定基準
団地単位での総合的判定	①団地単位での効率的ストック活用	団地として住棟相互の連携によるストック活用を行うことによる、より効果的かつ効率的なストック活用の可能性について検討する。
	②まちづくりの観点から見た地域整備への貢献	周辺市街地における公益的施設等および基盤施設の整備水準の向上の必要性が高い場合は、これらに配慮したストック活用の可能性を検討する。
	③地域単位での効率的ストック活用	建替や全面的改善が必要な複数の団地が一定の地域内で近接して立地する場合等は、団地相互の調整による、より効果的かつ効率的なストック活用の可能性について検討する。
	④周辺道路の整備状況	全面的改善もしくは建替の実施に際して必要となる大型工事車両等のアクセス道路の確保、資材置き場の確保等について検討する。
	⑤仮住居の確保	全面的改善もしくは建替の実施に際して必要となる仮住居の確保について検討する。
	⑥他事業主体との連携	全面的改善もしくは建替の実施に際して必要となる仮住居の確保について検討する。多様な世帯が居住するコミュニティミックスの促進の観点、土地の高度有効利用・敷地の整形化の観点、団地の円滑な更新の観点から検討する。

(3) 団地別活用手法の選定結果

◇ 1次判定項目と該当団地等

判定項目	選定基準	判定	該当団地等
①築年数による判定	平成2年度以前建設の木造、準耐火(簡易耐火)平屋	用途廃止 又は 建替	手形山(13)
	昭和50年度以前建設の準耐火(簡易耐火)二・三階		高梨台
	平成17年度以降建設	維持管理	新屋比内町
②需要の判定 (団地単位)	全団地で有るものとする	—	—
③有効活用の可能性の判定	敷地の形状により効率的な建替が図り難い団地	用途廃止 又は 建替	—
④改善履歴の有無	過去に改善事業等が実施され、改善が全て完了し、平成32年度(計画期間内)までに実施後の維持管理年数を経過しない住棟	維持管理	—
	改善工事を進行中の住棟、あるいは団地	継続判定	—
	上記のいずれにも該当しない	継続判定	上記以外の団地等

◇ 2次判定項目と該当団地等

判定項目	選定基準	判定	該当団地等
①躯体の安全性の判定	新耐震基準施行以前に設計・施工された住棟等で、耐震診断で耐震性が劣るもの	建替	—
	上記以外で耐震に問題があり、早急に対処が必要	安全性確保型改善	旭南(1~10)、横森(1~4)
②避難の安全性の判定	各住戸の2方向避難確保の有無と、改修の可否を判定し、大規模な工事が必要となる住棟	建替	—

判定項目	選定基準	判定	該当団地等
③居住性 の判定	一戸当たりの専用面積が 40 m ² (最低居住面積水準の 3 人世 帯向け) 以下	居住性 確保型 改善 (候補)	旭南(1～4, 10) —
	改善工事の継続が必要なもの		—
	高齢化対応として、住戸内の手 すりおよび段差	居住性 確保型 改善 (候補)	川尻、旭南、茨島、手形山(1～ 12, 14～23)、横森、広面、日吉町、 扇町、牛島、高清水、高野、外旭 川、松渕、糠塚(6 A～7 B)、新波
	共用部分の高齢化対応として、 入り口の段差		川尻、茨島、手形山(1～12, 14 ～23)、横森、広面、日吉町、扇 町、御所野、牛島、清水町(1, 2)、四ッ谷、高清水、外旭川、 松渕、糠塚(6 A～7 B)、新波
	共同施設は集会所、児童遊園、 駐車場の有無をもって判定す る。また、直結式給水が可能で あるが未整備	全面的 改善 (EV 設置 候補)	川尻、旭南、茨島、扇町、御所野、 牛島(1～7)、四ッ谷、高清水、 高野、外旭川、松渕単身特定
	平成 32 年度（本計画期間内） までに耐用年数が残り概ね 35 年程度となる住棟で 5 階建て、 団地の高齢者人口率が 20% 以 上		
	躯体、屋上、外壁、配管等の耐 久性向上	長寿命 化型 改善 (候補)	川尻、旭南(11, 12)、茨島、横森 (5)、日吉町、御所野、牛島、清 水町(3)、四ッ谷、高清水(4)、 外旭川、松渕単身特定

◇ 3次判定項目と該当団地等

判定項目(団地単位での総合的判定)	該当団地	理由
①団地単位での効率的ストック活用	高梨台	敷地の法規制および接道条件に制約があるが、老朽化が進んでおり、入居率・応募倍率が高いことから、現地建替とする。
②まちづくりの観点から見た地域整備への貢献		
③地域単位での効率的ストック活用		
④周辺道路の整備状況		
⑤仮住居の確保		
⑥他事業主体との連携		

(4) 団地別・住棟別活用計画

ストック活用手法の選定のフローによる判定を踏まえて、最終結果による市営住宅ストックの活用手法別戸数を示します。

(単位：戸)	
対 象	合 計
市営住宅管理戸数	2,352 戸
・維持管理予定戸数	2,292 戸
うち修繕対応戸数	614 戸
うち改善予定戸数	1,670 戸
・建替予定戸数	60 戸
・用途廃止予定戸数	8 戸

対 象	合 計
特定公共賃貸住宅管理戸数	40 戸
・維持管理予定戸数	40 戸
うち修繕対応戸数	0 戸
うち改善予定戸数	40 戸
・建替予定戸数	0 戸
・用途廃止予定戸数	0 戸

注 1) 計画期間後に建替予定である公営住宅等は、本計画期間内には維持管理予定とする。

注 2) 改善予定戸数については、全面的改善・個別改善の合計とする。

6 建替計画の方向性の検討

(1) 方針

市営住宅等の建替については、既存住宅のストックを最大限有効活用することとし、経過年数等により老朽化が進む住宅について修繕では対応できない部分について、最小限の建替を行っていくこととします。

(2) 高梨台市営住宅建替事業

高梨台市営住宅は、昭和41年に建築された準耐火平屋建て住宅で、平成8年に耐用年数（30年）を経過しており、老朽化が著しい状況にあることから、平成27年度から平成30年度までの4カ年で、高梨台市営住宅の建替事業を進めています。

建替にあたっては、入居者の約半数が65歳以上であり、高齢者の単身や夫婦世帯が多く住む団地であることから、安全・安心して居住できるよう、バリアフリーなどに配慮した住宅を整備します。

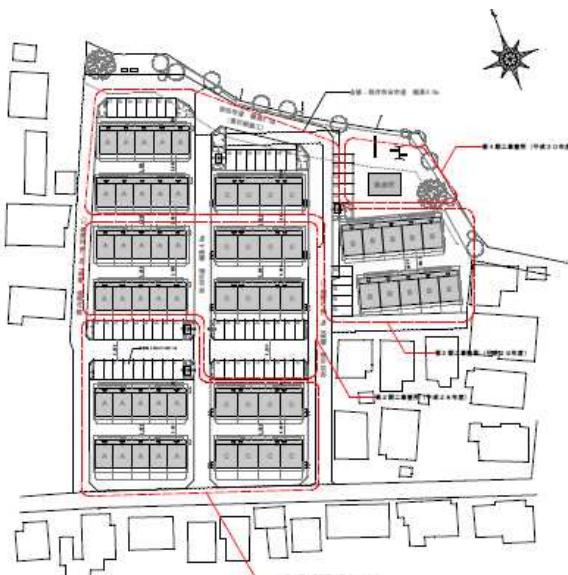
また、静観な住宅地で安全性が高く小学校も近い子育てに適した環境であることから子育て向け住宅を併せて整備します。

建替事業の内容については以下の通りです。

【解体工事】



【新築工事】



年度	解体	新築	その他工事
平成27年度	5棟20戸	Aタイプ 2棟10戸 Cタイプ 2棟8戸	仮設駐車場18区画
平成28年度	5棟20戸	Aタイプ 2棟10戸 Cタイプ 2棟8戸	仮設駐車場18区画
平成29年度	5棟20戸	Aタイプ 2棟10戸 Bタイプ 2棟10戸 Cタイプ 1棟4戸	仮設駐車場24区画
平成30年度	—	—	道路、駐車場舗装等
合計	15棟60戸	7棟60戸	—

※棟タイプ Aタイプ 一般向け……(6棟30戸)
Bタイプ 子育て世帯向け…(2棟10戸)
Cタイプ 単身、夫婦世帯向け・(5棟20戸)

7 維持管理計画の実施方針

(1) 計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容

[修繕対応]

標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用します。

[居住性向上型]

引き続き活用を図る昭和40年代以降のストックについて、住戸規模・間取りの改善や住戸・住棟設備の機能向上など、居住性の向上を検討します。

【実施内容】

- ・共用部照明 LED 化 (H27～H28)

[福祉対応型]

引き続き活用を図る昭和40年代以降のストックについて、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、住戸、共用部、屋外のバリアフリー化を進めます。

【実施内容】

- ・共用部の段差の解消 (H24～)
- ・住戸内部・浴室・トイレに必要に応じて手すり設置 (H24～)

[安全性確保型]

耐震性に課題のあるラーメン構造住棟において耐震改修等により躯体の安全性を高めるほか、非常時に円滑に避難できるよう避難設備や経路の整備・確保を行います。

【実施内容】

- ・耐震性に課題のある住棟の耐震改修 (H23～25)
- ・躯体の劣化に伴う爆裂落下などの事故防止のため、
外壁改修と合わせた躯体補修 (H24～)。

[長寿命化型]

一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行います。

【実施内容】

- ・外壁や屋根・屋上防水の耐久性の向上、
給排水管・ガス管の耐久性の向上 (H24～)
- ・給水管の耐久性向上および上水道直結工事 (H22～)
- ・屋外物置建替工事 (H22～H24)

(2) 住棟単位の事業一覧

- ① 修繕・改善に係る事業予定一覧（住棟部分）………様式1による
　　様式1による事業の他、墨出し用床開口部の調査・補修(平成22年度)は、
　　すべての住棟を対象に必要な箇所を実施する。
- ② 建替に係る事業予定一覧……………様式2による
- ③ 共同施設部分に係る事業予定一覧……………様式3による

8 長寿命化のための維持管理による効果

- これまでの対処療法的な維持管理から、定期点検の実施により、適切な時期に予防保全的な修繕および耐久性の向上等を図る改善を実施し、市営住宅の長寿命化が図られ、コストの縮減につながります。
- 定期点検の実施によって、適切な修繕および改善を実施することで、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐことができ、市営住宅の安全性が確保されます。
- 建設年度や立地性等を踏まえ、中長期的な観点から、重要度に応じた維持管理および適切な時期での修繕・改善を実施することで、限られた予算の中で、効率的な維持管理を実施できます。

【様式1】維持・改善に係る事業予定一覧

事業主体名：秋田市		住宅の区分：(公営住宅) 特定公共 賃貸住宅 (公共財産)		地盤質 改良住宅	改良住宅	その他（ ）
-----------	--	--	--	-------------	------	--------

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						LCI 総点数	備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
川尻	川-1	27	耐火	S60	H32				上水道直結、受水槽撤去					10,223
川尻	川-2	27	耐火	S61	H32				上水道直結、受水槽撤去					10,223
川尻	川-3	27	耐火	H1	H32				P.S外装材改修工事					10,572
川尻	川-4	27	耐火	H1	H32				上水道直結、受水槽撤去					11,091
川尻	川-5	36	耐火	S63	H32				P.S外装材改修工事					18,695
川尻	川-6	27	耐火	S62	H32				上水道直結、受水槽撤去					11,091
川尻	川-7	18	耐火	S62	H32				上水道直結、受水槽撤去					4,622

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						LCC 総費用	備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
旭南	旭-1	12	耐火	S45	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	2,012
旭南	旭-2	24	耐火	S45	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	8,047
旭南	旭-3	16	耐火	S45	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	3,576
旭南	旭-4	30	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	12,902
旭南	旭-5	30	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	12,902
旭南	旭-6	30	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	12,325
旭南	旭-7	20	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	6,093
旭南	旭-8	30	耐火	S47	H32				耐震改修	屋上防水改修	未用部照明LED化		上水道直結、受水槽撤去	13,132
旭南	旭-9	30	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	13,710
旭南	旭-10	30	耐火	S47	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	13,906
旭南	旭-11	20	耐火	H5	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	
旭南	旭-12	20	耐火	H5	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	
茨島	茨-1	24	耐火	S59	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	8,981
手形山	手-1	8	簡二	S49	H32				耐震改修	未用部照明LED化			上水道直結、受水槽撤去	1,898

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	修繕・改善事業の内容							LCC 縮減効果 備考	
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
手形山	手-2	8	簡二	S49	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-3	8	簡二	S49	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-4	6	簡二	S49	H32						ガス管入 替		1,068
手形山	手-5	6	簡二	S49	H32						ガス管入 替		1,068
手形山	手-6	7	簡二	S49	H32						ガス管入 替		1,453
手形山	手-7	7	簡二	S50	H32						ガス管入 替		1,453
手形山	手-8	8	簡二	S50	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-9	8	簡二	S50	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-10	8	簡二	S50	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-11	8	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-12	8	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-14	8	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-15	7	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,453
手形山	手-16	7	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,453
手形山	手-17	8	簡二	S51	H32						ガス管入 替		1,898
手形山	手-18	8	簡二	S52	H32						ガス管入 替		1,898

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						LDC 箱減效果 備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
手形山	手-19	8	簡二	S52	H32					ガス管入替			1,398
手形山	手-20	8	簡二	S52	H32					ガス管入替			1,398
手形山	手-21	8	簡二	S52	H32					ガス管入替			1,398
手形山	手-22	4	簡二	S52	H32					ガス管入替			475
手形山	手-23	4	簡二	S52	H32					ガス管入替			475
横森	横-1	24	耐火	S48	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
横森	横-2	24	耐火	S48	H32	右階段改修	右階段改修	右階段改修	右階段改修	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
横森	横-3	24	耐火	S48	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
横森	横-4	24	耐火	S48	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
横森	横-5	15	耐火	S53	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
広面	広-1	18	耐火	S55	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
広面	広-2	18	耐火	S56	H32	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震診断・耐震補強設計	耐震改修	耐震改修	耐震改修	上水道直結、受水槽撤去 共用部照明LED化
新屋比内町	比内-1	23	耐火	H20	H32								主用部照明LED化
新屋比内町	比内-2	18	耐火	H20	H32								主用部照明LED化
新屋比内町	比内-3	21	耐火	H20	H32								主用部照明LED化
新屋比内町	比内-4	30	耐火	H20	H32								主用部照明LED化

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
新屋比内町	比内- 5	24	耐火	H20	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 6	14	耐火	H20	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 7	22	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 8	30	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 9	20	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 10	12	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 11	19	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋比内町	比内- 12	27	耐火	H21	H32					共用部照明LED化			
新屋日吉町	日吉- 1	12	耐火	H2	H32					共用部照明LED化			
新屋日吉町	日吉- 2	16	耐火	H2	H32					共用部照明LED化			
新屋日吉町	日吉- 3	12	耐火	H2	H32					共用部照明LED化			
新屋日吉町	日吉- 4	11	耐火	H2	H32					共用部照明LED化			
扇町	扇- 1	15	耐火	S53	H32	耐震診断・耐震補強設計				上水道直結・受水槽撤去			3.577
御所野元町	御- 1	20	耐火	H3	H32	下水切り回し工事							6.325
御所野元町	御- 2	21	耐火	H5	H32	下水切り回し工事							6.974
御所野元町	御- 3	21	耐火	H6	H32	下水切り回し工事							6.974

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
牛島	牛-1	27	耐火	S60	H32					共用部照明LED化			
牛島	牛-2	36	耐火	S59	H32					上水道直結受水槽撤去			
牛島	牛-3	27	耐火	S60	H32					共用部照明LED化			
牛島	牛-4	36	耐火	S60	H32					上水道直結受水槽撤去			
牛島	牛-5	27	耐火	S61	H32					共用部照明LED化			
牛島	牛-6	27	耐火	S61	H32					上水道直結受水槽撤去			
牛島	牛-7	27	耐火	S61	H32					共用部照明LED化			
牛島	牛-8	23	耐火	H1	H32	PS外装材改修工事				上水道直結受水槽撤去			
牛島	牛-9	23	耐火	H2	H32	PS外装材改修工事				共用部照明LED化			
牛島	牛-10	23	耐火	H2	H32	PS外装材改修工事				上水道直結受水槽撤去			
牛島	牛-11	23	耐火	H2	H32	PS外装材改修工事				共用部照明LED化			
清水町	清-1	18	耐火	H13	H32					上水道直結受水槽撤去			
清水町	清-2	30	耐火	H14	H32					共用部照明LED化			
清水町	清-3	42	耐火	H16	H32					上水道直結受水槽撤去			
四ツ谷	四-1	25	耐火	H2	H32					共用部照明LED化			

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						LCC 総算効果	備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
四ツ谷	四-2	37	耐火	H2	H32	P.S外装材改修工事	上水道直結、受水槽撤去					共用部照明LED化		20,260
四ツ谷	四-3	25	耐火	H3	H32	P.S外装材改修工事	上水道直結、受水槽撤去					共用部照明LED化		9,446
四ツ谷	四-4	37	耐火	H3	H32		上水道直結、受水槽撤去					共用部照明LED化		20,978
四ツ谷	四-5	25	耐火	H4	H32		上水道直結、受水槽撤去	P.S外装材改修工事				共用部照明LED化		9,577
四ツ谷	四-6	37	耐火	H4	H32		上水道直結、受水槽撤去					共用部照明LED化		20,978
四ツ谷	四-7	18	耐火	H5	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		4,998
四ツ谷	四-8	25	耐火	H5	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		9,641
四ツ谷	四-9	32	耐火	H7	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		15,796
四ツ谷	四-10	29	耐火	H7	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		12,973
四ツ谷	四-11	32	耐火	H6	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		15,796
四ツ谷	四-12	32	耐火	H6	H32	上水道直結、受水槽撤去						共用部照明LED化		15,796
高清水	高清-1	16	耐火	S54	H32							共用部照明LED化	屋上防水改修	4,017
高清水	高清-2	24	耐火	S54	H32							共用部照明LED化	屋上防水改修	9,037
高清水	高清-3	28	耐火	S54	H32	耐震診断・耐震補強設計(風害)						共用部照明LED化		10,520
高清水	高清-4	20	耐火	S55	H32	耐震診断・耐震補強設計(風害)						共用部照明LED化	屋上防水改修	6,141

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期							修繕・改善事業の内容				LCI 総算効果	備考
					H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
高野	高野-1	24	耐火	S53	H32											7,536	
高野	高野-2	12	耐火	S54	H32											1,884	
外旭川	外-1	18	耐火	S56	H32											4,614	
外旭川	外-2	18	耐火	S56	H32											4,614	
外旭川	外-3	18	耐火	S56	H32											4,614	
外旭川	外-4	18	耐火	S57	H32											4,614	
外旭川	外-5	18	耐火	S57	H32											4,614	
外旭川	外-6	18	耐火	S57	H32											4,614	
外旭川	外-7	32	耐火	S58	H32											14,582	
外旭川	外-8	24	耐火	H10	H32												
外旭川	外-9	24	耐火	H10	H32												
松済	松-1~10	10	耐火	H4~H5	H32												
糠塚	糠-6~7	4	木造	H5	H32	浄化槽切替工事										957	
糠塚	糠-A~H	8	木造	H12	H32												

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容						備考	
						H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
新波	新波-1~7	7	木造	H11	H32								
河辺松渓一般特定	河ー-11~14	4	木造	H5	H3								
河辺松渓単身特定	河單ー1	24	耐火	H5	H32								
雄和郷塚一般特定	雄ー-1~4	7	木造	H3~H4	H32								
全市営住宅	-	-	-	-	-	墨出し用床開口部調査補修							
全市営住宅 (年間10ヶ所)	-	10	-	-	-								
全市営住宅 (年間10ヶ所)	-	10	-	-	-								

注1) 様式1は、Microsoft office Excel形式とする。

注2) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

注3) LCC縮減効果欄は、長寿命化型改善事業、又は全面的改善事業を実施する住棟に関して記載する。

【様式 2】建替えに係る事業予定一覧

事業主体名：秋田市

住宅の区分	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	地優賃 (公共供給)	改良住宅	その他（ ）
-------	------	--------------	---------------	------	--------

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期 点検時期	建替予定 年度	備考
高梨台	1～5	20	簡平	S41		H27	H26基本計画 基本・実施設計
高梨台	6～10	20	簡平	S42～46		H28	
高梨台	11～15	20	簡平	S47～51		H29	

注 1) 計画期間内に建替予定としているものを記載する。

注 2) 様式 1は、Microsoft office Excel形式とする。

注 3) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

注 4) 共同施設を建替える場合についても、上記様式に記載する（住棟番号、戸数を除く）。

【様式3】共同施設部分に係る事業予定一覧 <共同施設部分>

事業主体名：秋田市

住宅の区分： (公営住宅) 特定公共 賃貸住宅

地番
(公共供給) 改良住宅 その他()

団地名	共同施設名	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容								備考
				H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
外旭川	外部物置	S57	H32 營 (居住性確 保)									外-1, 2
外旭川	外部物置	S57	H32									外-3, 4
外旭川	外部物置	S57	H32									外-5, 6
旭南	電波障害共聴設備	S45～47	H32	電波障害共 聴設備撤去 (居住性確 保)								
川尻	集会所	S62～H1	H32	集会所内部 更新工事								
川尻	電波障害共聴設備	S62～H1	H32									
茨島	電波障害共聴設備	S58	H32									
牛島	電波障害共聴設備	S63	H32									
四ツ谷	電波障害共聴設備	S63	H32									
四ツ谷	第2集会所	S63	H32									
御所野	敷地法面	H4～H5	H32 法面改修 (安全性確 保)									
新屋比内町	避難道路	H20～H21	H32	避難道路整 備								
新屋比内町	歩道・駐車場	H20～H21	H32	歩道、駐車 場整備								

注1) 様式3は、Microsoft office Excel形式とする。
注2) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。